

資料一覧

番号	資料名	頁
資料1	防災関係機関及び連絡先一覧	2-3
資料2	土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項並びに第8条第1項に基づく区域指定の一覧	4-6
資料3	山地に起因する災害危険地区一覧	7-8
資料4	老朽ため池の現況	9
資料5	水防資器材保有状況一覧	10-12
資料6	消防水利の現況	13
資料7	垂井町防災資機材・備蓄品格納場所一覧	14
資料8	町防災行政無線の整備状況	15-16
資料9	災害時優先電話一覧	17
資料10	災害時に避難等の連絡を要する施設	18
資料11	指定避難所・緊急指定避難場所一覧、福祉避難所一覧	19-22
資料12	医療機関一覧	23-24
資料13	垂井町指定給水装置工事事業者一覧	25-27
資料14	一時集積配分拠点施設一覧	28
資料15	町内文化財一覧	29-31
資料16	町有車両一覧	32-34
資料17	防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧	35
資料18	岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）	36-42
資料19	垂井町防災会議条例	43-45
資料20	垂井町災害対策本部条例	46
資料21	垂井町水防計画	46-66
資料22	災害協定一覧	67

資料1 防災関係機関及び連絡先一覧

1 町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
垂 井 町 役 場	垂井町宮代2957-11	0584-22-1151

2 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
岐 阜 県 危 機 管 理 部 防 災 課	岐阜県藪田南2-1-1	058-272-1125

3 消防機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
不 破 消 防 組 合 消 防 本 部 東 消 防 署	垂井町2466-2	0584-23-2030
不 破 消 防 組 合 西 消 防 署	関ヶ原町大字関ヶ原2566-1	0584-43-0119

4 指定地方行政機関等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
岐 阜 地 方 気 象 台	岐阜市加納二之丸6	058-271-4109
岐 阜 森 林 管 理 署 岐 阜 事 務 所	岐阜市夕陽丘2-6	058-263-0153
東 海 農 政 局 岐 阜 農 政 事 務 所	岐阜市中鶉2-26	058-271-4044

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊 第 3 5 普 通 科 連 隊	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191
航 空 自 衛 隊 岐 阜 基 地	各務原市那加官有無番地	058-382-1101
小 牧 基 地	小牧市春日寺1丁目1番地	0568-76-2191

6 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
垂 井 警 察 署	垂井町宮代2875	0584-22-0110

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
郵便事業株式会社		
郵便局株式会社		
垂井郵便局	垂井町追分2311-5	0584-22-6017
岩手郵便局	垂井町岩手578	0584-22-1904
表佐郵便局	垂井町表佐1545-5	0584-22-1903
西日本電信電話株式会社岐阜支店	岐阜市梅が枝町2-31 (NTT梅が枝ビル)	058-269-9556
日本赤十字社岐阜県支部垂井分区	垂井町1305-2	0584-23-3335
中部電力パワーグリッド株式会社 大垣営業所	大垣市南高橋2丁目25	0120-985-920
東海旅客鉄道株式会社大垣駅	大垣市高屋1丁目	0584-78-0217

8 医師会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
不破郡医師会	垂井町1305-2	0584-23-3208
一般社団法人大垣歯科医師会	大垣市恵比寿町南7-1-14	0584-81-6540

9 公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西美濃農業協同組合 垂井支店	垂井町東神田2丁目98	0584-22-1006
西南濃森林組合 垂井支所	垂井町宮代2957-11	0584-22-7514
垂井町社会福祉協議会	垂井町1305-2	0584-23-3335
垂井町商工会	垂井町1546-4	0584-22-0390

資料2 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項並びに第8条第1項に基づく区域指定の一覧

令和4年3月1日現在

箇所番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
2100402	急傾斜地	菩堤 1	不破郡垂井町岩手	○	○
2100403	急傾斜地	西福	不破郡垂井町岩手	○	○
2100405	急傾斜地	西大石	不破郡垂井町大石	○	○
2100406	急傾斜地	梅谷 1	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100407	急傾斜地	梅谷 2	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100408	急傾斜地	市之尾 1	不破郡垂井町市之尾	○	
2100409	急傾斜地	東山 1	不破郡垂井町岩手	○	○
2100410	急傾斜地	東山 2	不破郡垂井町岩手	○	○
2100411	急傾斜地	西屋敷	不破郡垂井町敷原	○	○
2100412	急傾斜地	菩堤 2	不破郡垂井町岩手	○	○
2100413	急傾斜地	東谷 2	不破郡垂井町大滝	○	○
2100415	急傾斜地	東谷 1	不破郡垂井町大滝	○	○
2100416	急傾斜地	敷原 1	不破郡垂井町敷原	○	○
2100417	急傾斜地	西脇 1	不破郡垂井町大石	○	○
2100418	急傾斜地	西脇 2	不破郡垂井町大石	○	○
2100419	急傾斜地	谷 1	不破郡垂井町岩手	○	○
2100420	急傾斜地	谷 2	不破郡垂井町岩手	○	○
2100421	急傾斜地	上之海道	不破郡垂井町大滝	○	○
2100422	急傾斜地	南之谷	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100423	急傾斜地	堂谷	不破郡垂井町岩手	○	○
2100424	急傾斜地	宮ノ崎	不破郡垂井町伊吹	○	○
2100425	急傾斜地	西脇 3	不破郡垂井町大石	○	○
2100426	急傾斜地	府中	不破郡垂井町府中	○	○
2100427	急傾斜地	敷原 2	不破郡垂井町敷原	○	○
2100428	急傾斜地	市之尾 2	不破郡垂井町市之尾	○	○
2100429	急傾斜地	梅谷 3	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100430	急傾斜地	梅谷 4	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100431	急傾斜地	梅谷 5	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100432	急傾斜地	梅谷 6	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100433	急傾斜地	平尾 1	不破郡垂井町平尾	○	○
2100434	急傾斜地	平尾 2	不破郡垂井町平尾	○	○
2100435	急傾斜地	宮ノ前 2	不破郡垂井町岩手	○	○
2100436	急傾斜地	峯	不破郡垂井町宮代	○	○
2100437	急傾斜地	菩提 3	不破郡垂井町岩手	○	○
2100438	急傾斜地	伊吹 1	不破郡垂井町伊吹	○	○
2100439	急傾斜地	伊吹 2	不破郡垂井町伊吹	○	○

箇所番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
2100440	急傾斜地	伊吹 3	不破郡垂井町伊吹	○	○
2100441	急傾斜地	伊吹 4	不破郡垂井町伊吹	○	○
2100442	急傾斜地	野田	不破郡垂井町垂井	○	○
2100443	急傾斜地	大石	不破郡垂井町大石	○	○
2100444	土石流	久保川	不破郡垂井町岩手	○	
2100445	土石流	四ムネ谷	不破郡垂井町岩手	○	
2100446	土石流	ミョウジョウ谷	不破郡垂井町岩手	○	
2100447	土石流	堂谷	不破郡垂井町岩手	○	
2100448	土石流	空気谷	不破郡垂井町岩手	○	
2100449	土石流	栃谷	不破郡垂井町岩手	○	○
2100450	土石流	百合谷	不破郡垂井町岩手	○	○
2100451	土石流	ハジカミ川	不破郡垂井町岩手	○	○
2100452	土石流	コユリ谷	不破郡垂井町岩手	○	○
2100453	土石流	西脇川	不破郡垂井町大石	○	○
2100454	土石流	西山川	不破郡垂井町大石	○	○
2100455	土石流	桜谷	不破郡垂井町大石	○	
2100456	土石流	大谷川	不破郡垂井町宮代	○	○
2100457	土石流	中谷川	不破郡垂井町梅谷	○	
2100458	土石流	裏谷川	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100460	土石流	寺川	不破郡垂井町敷原	○	
2100461	土石流	新道	不破郡垂井町敷原	○	
2100462	土石流	東谷川	不破郡垂井町敷原	○	
2100463	土石流	敷原谷	不破郡垂井町敷原	○	○
2100464	土石流	山田川	不破郡垂井町宮代	○	○
2100465	土石流	笹石子川	不破郡垂井町宮代	○	○
2100466	土石流	御前谷川	不破郡垂井町宮代	○	
2100467	土石流	百合戸	不破郡垂井町宮代	○	○
2100468	土石流	南森下谷	不破郡垂井町宮代	○	○
2100469	土石流	柚ノ木川	不破郡垂井町宮代	○	○
2100470	土石流	境野川	不破郡垂井町宮代	○	○
2100471	土石流	菩提田谷	不破郡垂井町岩手	○	○
2100472	土石流	サンマイ谷	不破郡垂井町岩手	○	
2100473	土石流	船ヶ谷	不破郡垂井町岩手	○	○
2100474	土石流	日守川	不破郡垂井町垂井	○	
2100475	土石流	ワラビ谷	不破郡垂井町伊吹	○	○
2100476	土石流	馬川	不破郡垂井町伊吹	○	○
2100477	土石流	野田谷	不破郡垂井町垂井	○	○
2100478	土石流	金地川	不破郡垂井町梅谷	○	○
2100479	土石流	オンナ谷	不破郡垂井町宮代	○	○
2100480	土石流	へび谷	不破郡垂井町宮代	○	○
2100459	土石流	西谷川	不破郡垂井町梅谷	○	
2104588	急傾斜地	西山 1	不破郡垂井町平尾	○	○
2104589	急傾斜地	西山 2	不破郡垂井町平尾	○	○
2104590	急傾斜地	円興寺西谷 3	不破郡垂井町平尾	○	○
2104591	土石流	石越谷	不破郡垂井町平尾	○	○

箇所番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
2115163	急傾斜地	宮ノ前 1	不破郡垂井町岩手	○	○
2115833	土石流	宮代西山田	不破郡垂井町宮代	○	○
2115834	土石流	宮代朝倉	不破郡垂井町宮代	○	○
2115940	土石流	市之尾大洞	不破郡垂井町市之尾	○	○
2115941	土石流	岩手堂谷	不破郡垂井町岩手	○	○
2115942	土石流	大石西山 1	不破郡垂井町大石	○	○
2115943	土石流	大石西山 2	不破郡垂井町大石	○	○
2115944	土石流	大石西山 3	不破郡垂井町大石	○	○
2115945	土石流	宮代西谷前	不破郡垂井町宮代	○	○
2115946	土石流	宮代小黒見	不破郡垂井町宮代	○	○
2115947	急傾斜地	東谷 3	不破郡垂井町大滝	○	○
	急傾斜地			45箇所	44箇所
	土石流			47箇所	33箇所
	計			92箇所	77箇所

資料3 山地に起因する災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区

令和4年3月1日現在

所在地			面積 (ha)	保全対象	
町	大字	字		調査区域	人 家
垂井町	宮代	北山	7	○	—
垂井町	伊吹	稻荷山	2	○	—
垂井町	岩手	泉水山	4	○	—
垂井町	岩手	堂谷	2	○	—
垂井町	岩手	東山	4	○	—
垂井町	岩手	東山	4	○	—
垂井町	大滝	東谷	34	○	—
垂井町	敷原	西之山	2	○	—
垂井町	梅谷	南谷西南	11	○	—
垂井町	市之尾	親ヶ谷	13	○	—
垂井町	府中	葉生	4	—	—
垂井町	平尾	権現谷	2	○	—

2 崩壊土砂流出危険地区

令和4年3月1日現在

所在地			面積(ha)	保全対象	
町	大字	字		危険地区	人 家
垂井町	栗原	赤江山	0.16	○	—
垂井町	栗原	中尾山	0.34	○	—
垂井町	栗原	扇子平	0.36	—	—
垂井町	宮代	南山	0.28	—	—
垂井町	宮代	南山	0.69	○	—
垂井町	宮代	御前谷	0.78	○	—
垂井町	宮代	笹石子谷	0.25	○	—
垂井町	宮代	笹石子谷	0.91	○	○
垂井町	宮代	北山	3.05	○	○
垂井町	宮代	北山	0.27	○	—
垂井町		継ヶ谷	1.98	○	—
垂井町		日守	0.73	○	—
垂井町	岩手	岩井谷	1.07	—	—
垂井町	大滝	西谷	5.67	○	—
垂井町	大滝	東谷	5.19	—	—
垂井町	敷原、大滝、梅谷	新道、西之山、美濃淵、東谷、登、西屋敷、東屋敷、後谷	1.00	○	—
垂井町	梅谷	平桃谷	1.32	○	—
垂井町	岩手	小田輪	2.11	—	—
垂井町	伊吹	西谷	0.94	—	—
垂井町	梅谷	登	1.86	○	—
垂井町	大石	奥山	9.69	○	—
垂井町	岩手	此ヶ谷、菩提山、泉水山、東谷、船ヶ谷	0.73	○	—
垂井町	平尾	黒岩	0.30	○	—
垂井町	梅谷	岳石古之松	1.28	○	—
垂井町	梅谷		0.10	○	—
垂井町	梅谷		0.46	○	—
垂井町	宮代	南山、山伏田	0.38	—	—
垂井町	伊吹	熊ヶ谷、内海戸	1.13	—	—
垂井町	岩手	船ヶ谷、谷	1.89	○	—
垂井町	栗原、宮代	扇子平、南山、境野	1.98	○	—
垂井町	大石	西山、西脇	1.10	○	—
垂井町	岩手、大石	宮之前、西山	0.16	○	—
垂井町	岩手、大石	東山、浦谷	0.13	○	—
垂井町	岩手	東山	0.22	○	—

資料4 防災重点農業用ため池指定一覧

令和4年3月1日現在

名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m ³)	受益面積 (ha)	被害想定	
					人家	公共 施設
平尾1号ため池	垂井町平尾 1985	19.90	159,000	121.0	—	—
平尾2号ため池	垂井町平尾 1565	25.00	359,000	121.0	—	—
乳母ヶ谷ため池	垂井町市之尾 580-1	5.50	3,000	17.0	○	○
浦谷ため池	垂井町大石 1763	14.70	47,000	42.0	○	—
百合ヶ谷ため池	垂井町岩手 2648	8.50	5,500	21.0	○	—
安土1号ため池	垂井町岩手 3179	3.00	2,000	3.0	—	—
安土2号ため池	垂井町岩手 3180	8.00	2,900	6.0	—	—
東谷第1号ため池	垂井町岩手 3184	10.00	7,100	6.0	—	—
東谷第2号ため池	垂井町岩手 3183	8.10	9,800	15.0	—	—
戸海ため池	垂井町岩手 919-1	2.00	4,900	15.0	—	—
大谷ため池	垂井町宮代 2614-1	18.70	161,000	41.0	○	○
西蛇池	垂井町宮代 2615-1	4.00	900	1.0	○	—
東蛇池ため池	垂井町宮代 1734-1	12.20	15,000	10.0	○	—
新池	垂井町宮代 2617-8	7.61	4,200	5.2	○	—
百合の戸ため池	垂井町宮代 2619-1	9.80	7,000	33.0	○	—
境野ため池	垂井町栗原 2167-2	2.00	3,400	6.0	○	—
大平ため池	垂井町栗原 2167-1	5.00	1,000	5.0	—	—
中ため池	垂井町栗原 2164	4.30	4,800	10.0	○	—
清水寺溜池	垂井町栗原 2662-5	8.30	4,100	3.0	○	—
南第2号ため池	垂井町栗原 2162-3	7.00	2,500	0.0	○	—
不破北部防災ダム	垂井町岩手	42.50	1,128,000	161.0	○	○
野田第1号ため池	垂井町 560	4.00	2,000	0.0	○	○
野田第2号ため池	垂井町 559	4.50	1,000	0.0	○	○
野田第3号ため池	垂井町 558	4.00	700	0.0	○	○
西の池	垂井町平尾 1238	4.00	2,300	0.0	○	—
西山ため池	垂井町大石 1977	5.00	2,400	0.0	○	—
尼池	垂井町宮代 2618-1-1	4.70	2,293	0.0	○	—
小黑見ため池	垂井町宮代 1456	5.20	1,200	0.0	○	—
南第1号ため池	垂井町栗原 2262-4	6.00	1,100	0.0	○	—

資料5 水防資器材保有状況一覧

令和4年3月18日現在

地域名		表佐	表佐	表佐	表佐	垂井	合原	東		府中	岩手	宮代	東消防署	合計
倉庫名		夙之宮	地藏橋	鋤取	福祉センター	車庫	車庫	車庫	六社神社	車庫	車庫	車庫	防災庫	
建築面積 (㎡)		69.85	25.20	25.20	37.95	80.40	12.20	29.81		9.90	49.70	59.35	14.6	
資 材	杭 1.5m	56	70	30										156
	杭 1.8m	125	325	50						130				630
	杭 2.0m	125		150										275
	丸太 3.5m	10	75	5										90
	鉄杭 1.2m	260											250	510
	鉄線 (kg)	300	250	100	50				50	50	50		40	890
	土のう袋 (ポリエチレン)	34,500	2,000	2,300	800	800	1,200	100	100	500	400	700	13,800	57,200
	〃 (麻)	30	150											180
	〃 (特大 1t)	60												60
	かます (わら袋) (枚)	50												50
縄 (玉)	40	19	5			3		2		4		12	85	

地域名		表佐	表佐	表佐	表佐	垂井	合原	東		府中	岩手	宮代	東消防署	合計
倉庫名		山之宮	地蔵橋	鍬取	福祉センター	車庫	車庫	車庫	六神社	車庫	車庫	車庫	防災庫	
資 材	畳 (枚)	106	57	140			5			17				325
	シート (36×54)	150				4	3	1		1	8	1	17	168
	砂利砂 (m ³)												24	24
	能率番線 (箱)	2											10	12
	ビニール縄 (玉)												19	19
器 材	たこ槌	7	4	4										15
	掛矢	30	12	12	5	1	3	1		3	2	2		71
	スコップ	55			12	8	18	4	5	19	15	10	36	182
	両つるはし	17	10	10	3								4	44
	くわ	26												26
	じょうれん	14								1				15
	ハンマー	20			35	1	1	1		1	1	1	5	66
	オノ	10										1		11
	マサカリ				12									12

地域名		表佐	表佐	表佐	表佐	垂井	合原	東		府中	岩	宮	東消防署	合計
倉庫名		塚之宮	地藏橋	鋤取	福祉センター	車庫	車庫	車庫	六神社	車庫	車庫	車庫	防災庫	
器 材	かま	22	4	4	3	2	1	1		3	3		14	57
	のこぎり	26	3	3		3	3	4		4	3	1	8	58
	なた												9	9
	カッター							1						1
	しの	15				4	3	4		3	3	3	16	51
	いしみ	15	3							3			8	29
	一輪車	23												23
	ロープ (命綱)	40												40
	ロープ (玉)	3												3
	土のうスタンド	10												10
クリッパー	25												25	

資料6 消防水利の現況

令和3年4月1日現在

	消 火 栓	防 火 貯 水 槽	プ ー ル	井戸式消火栓
垂 井 地 区	112	32	1	—
宮 代 地 区	79	25	1	—
表 佐 地 区	75	15	1	—
栗 原 地 区	25	5	1	—
東 地 区	104	29	2	—
府 中 地 区	121	35	2	—
岩 手 地 区	64	29	1	—
合 計	580	170	10	0

資料7 垂井町防災資機材・備蓄品格納場所一覧

令和4年3月1日現在

1 防災資器材倉庫

名 称	格 納 資 機 材 ・ 備 蓄 品 等
旧役場庁舎地内防災倉庫	二つ折り担架、折りたたみリヤカー、発電機、 三脚式ハロゲンライト、エンジンチェーンソー、 チェーンブロック、剣先スコップ、ハンマー、掛矢、 ツルハシ、バール、のこぎり、土嚢袋、ブルーシート 等
東小学校防災倉庫	
宮代消防団車庫北防災倉庫	
表佐まちづくりセンター防災倉庫	
合原消防団車庫北防災倉庫	
府中小学校防災倉庫	
菁莪記念館南防災倉庫	

2 生活用品倉庫

名 称	格 納 資 機 材 ・ 備 蓄 品 等
不破中学校防災倉庫	乳児用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、 トイレットペーパー、ティッシュペーパー、マスク、 ゴム手袋、メガホン、毛布、保存飲料水、長期保存食料、 簡易トイレ 等
朝倉運動公園防災倉庫	
東森下町有地防災倉庫	
府中まちづくりセンター東防災倉庫	
旧垂井東保育園	
垂井町コミュニティ・防災センター	

3 避難所運営資機材格納場所

名 称	格 納 資 機 材 ・ 備 蓄 品 等
垂井小学校(体育館)	パーティション、折りたたみ式簡易ベッド、 簡易テント、アルコール消毒液、次亜塩素酸水、 レインコート、ビニールシート、フェイスシールド、ビニール手袋、防護服、ランタン、避難所運営キット 等
東小学校(東小学校留守家庭児童教室)	
宮代小学校(校舎)	
表佐小学校(体育館)	
合原小学校(旧合原幼稚園)	
府中小学校(体育館)	
岩手小学校(体育館)	
不破中学校(体育館)	
北中学校(格技場北コンテナ)	

資料8 町防災行政無線の整備状況

1 固定系

種類	名 称	型 式	設 置 場 所
親 局	こうほうたるい	7K10GIDGIE 65.58125MHz 10W (デジタル) 16K0F2DF3E 69.42MHz 1W (アナログ)	垂井町宮代2957-11 垂井町役場
子 局 (再送信)	たるいおおたき	7K10GIDGIE 65.58125MHz 1W (親局向け)	垂井町大滝280-2
		7K10GIDGIE 61.17875MHz 1W (子局向け)	
	たるいみなみながはた	7K10GIDGIE 65.58125MHz 1W (親局向け)	垂井町岩手751-28
		7K10GIDGIE 55.14875MHz 1W (子局向け)	
たるいくりはら まちづくりセンター	7K10GIDGIE 65.58125MHz 1W (親局向け)	垂井町栗原1074	
	7K10GIDGIE 55.14875MHz 1W (子局向け)		

子 局 一 覧

地区	局 名	所 在 地	地区	局 名	所 在 地	
垂井地区	1-日守	垂井町494-2	府中地区	23-梅谷	垂井町梅谷399-1	
	2-垂井小学校	垂井町1069-2		24-敷原	垂井町敷原105-4	
	3-駅前広場	垂井町1682-4 (駅住所)		25-東大滝	垂井町大滝628-91	
	4-笹原	垂井町楠田12		26-大滝	垂井町大滝280-2	
東地区	5-平尾	垂井町平尾1-1		27-新井	垂井町新井190-2	
	6-地藏公園	垂井町地藏1-64-1		28-府中地区まちづくりセンター	垂井町新井709-4	
	7-東地区まちづくりセンター	垂井町綾戸901-1		29-高瀬ヶ丘	垂井町新井152-42	
	8-不破中前	垂井町2461		30-コミュニティー・防災センター	垂井町府中2417-12	
	9-綾戸 六社神社	垂井町綾戸268		31-府中第一	垂井町府中2577-2	
宮代地区	10-朝倉運動公園	垂井町宮代1978-6		32-市之尾	垂井町市之尾160	
	11-宮代こども園	垂井町宮代672-1-1		岩手地区	33-大石	垂井町大石1175-7
	12-南森下	垂井町宮代1501-13			34-宮の前	垂井町岩手3629
	13-県営住宅	垂井町宮代1102-1			35-岩崎神社	垂井町岩手1262
14-境野	垂井町宮代1354-4	36-谷			垂井町岩手1186	
表佐地区	15-役場庁舎	垂井町表佐1-2	37-岩手小学校		垂井町岩手607-3 (岩手小学校住所)	
	16-表佐小学校	垂井町表佐940	38-菩提		垂井町岩手51-6	
	17-比女神社	垂井町表佐1379	39-伊吹		垂井町伊吹520	
	18-大興	垂井町表佐1506 (表佐こども園住所)	40-南長畑		垂井町岩手751-28	
	19-福寿	垂井町表佐2751-2	41-エコパーク		垂井町岩手4254	
	20-新町	垂井町表佐5191				
栗原地区	21-栗原地区まちづくりセンター	垂井町栗原1074				
	22-勝田	垂井町1310-2				

2 移動系

種 類	名 称	型 式 等	設 置 場 所
基 地 局	ぎょうせいたるい	F 3 E 466.6875MH z 5W	垂井町宮代2957-11 垂井町役場
陸 上 移 動 局 (車 載)	たるい 1 たるい 15	F 3 E 466.6875 M H z 、 466.7750MH z 5W	
	たるい 2 たるい 13	F 3 E 466.6875MH z 5W	
	” 3 ” 21		
	” 4 ” 22		
	” 5 ” 23		
	” 6 ” 24		
	” 7 ” 25		
	” 9 ” 26		
	” 10 ” 17		
	” 11 ” 28		
” 12			
陸 上 移 動 局 (携 帯)	たるい 51	F 3 E 466.6875MH z 、 466.7750MH z 5W	
	” 53	F 3 E 466.6875MH z 5W	
	” 54		
	たるい 101 たるい 109		
	” 102 ” 110		
	” 103 ” 111		
	” 104 ” 112		
	” 105 ” 113		
” 106 ” 114			
” 107 ” 115			
” 108 ” 116			
陸 上 移 動 局 (可 搬)	たるい 52	F 3 E 466.6875 M H z 、 466.7750MH z 5W	
	たるいぼうたい 51	F 3 E 158.35MH z 10W	

資料9 災害時優先電話一覧

番号	名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
1	垂井町役場	503-2193	垂井町宮代2957-11	0584-22-1151
3	不破消防組合 東消防署	503-2121	垂井町2466-2	0584-23-2030
4	朝倉運動公園管理事務所	503-2124	垂井町宮代1984-4	0584-23-2333
5	タルイピアセンター	503-2121	垂井町2443-1	0584-23-3746
6	文化会館	503-2124	垂井町宮代2957-2	0584-23-1010
7	学校給食センター	503-2114	垂井町府中1276	0584-22-1465
8	保健センター	503-2121	垂井町990	0584-22-1021
9	浄化センター	503-2122	垂井町表佐3780	0584-22-7025
10	クリーンセンター	503-2122	垂井町表佐3594-1	0584-22-3789
11	斎場	503-2114	垂井町府中1071-1	0584-23-1405
13	垂井町コミュニティ・防災センター	503-2114	垂井町府中2417-12	0584-23-1766
14	老人福祉センター	503-2122	垂井町表佐1496-2	0584-23-2117
15	デイサービスセンター	503-2121	垂井町986-1	0584-22-2767
16	生きがいセンター	503-2121	垂井町990	0584-22-3551
17	けやきの家	503-2121	垂井町1369-1	0584-22-3207
18	垂井こども園	503-2121	垂井町1007-1	0584-22-0217
19	垂井東こども園	503-2100	垂井町地藏2-41	0584-22-4150
20	いずみの園	503-2121	垂井町綾戸262	0584-22-1953
21	宮代こども園	503-2124	垂井町宮代672-1-1	0584-22-0693
22	表佐こども園	503-2122	垂井町表佐1506	0584-23-1298
23	府中こども園	503-2105	垂井町新井709-3	0584-22-0149
24	岩手こども園	503-2107	垂井町岩手609-1	0584-22-0417
27	宮代小学校留守家庭児童教室	503-2124	垂井町宮代2729	0584-22-4154
28	表佐小学校留守家庭児童教室	503-2122	垂井町表佐942-1	0584-22-4155
30	東小学校留守家庭児童教室	503-2112	垂井町綾戸917-1	0584-22-1873
33	垂井小学校	503-2121	垂井町1069-2	0584-22-1008
34	宮代小学校	503-2124	垂井町宮代2729	0584-22-1012
35	表佐小学校	503-2122	垂井町表佐940	0584-22-1025
36	合原小学校	503-2123	垂井町栗原1102-1	0584-22-1014
37	東小学校	503-2112	垂井町綾戸910-1	0584-23-2780
38	府中小学校	503-2114	垂井町府中464	0584-22-1018
39	岩手小学校	503-2107	垂井町岩手619-2	0584-22-1003
40	不破中学校	503-2121	垂井町2461	0584-22-1020
41	北中学校	503-2105	垂井町新井152-1	0584-22-1004
42	中央公民館	503-2121	垂井町1543-3	0584-22-1019

資料 10 災害時に避難等の連絡を要する施設

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
1	垂井小学校	垂井町1069-2	0584-22-1008	浸水想定区域内
2	東小学校	垂井町綾戸910-1	0584-23-2780	浸水想定区域内
3	表佐小学校	垂井町表佐940	0584-22-1025	浸水想定区域内
4	合原小学校	垂井町栗原110-1	0584-22-1014	浸水想定区域内
5	岩手小学校	垂井町岩手619-2	0584-22-1003	浸水想定区域内
6	府中小学校	垂井町府中464	0584-22-1018	浸水想定区域内
7	不破中学校	垂井町2461	0584-22-1020	浸水想定区域内
8	垂井小学校留守家庭児童教室	垂井町1069-2	0584-22-6701	浸水想定区域内
9	府中小学校留守家庭児童教室	垂井町府中464	0584-22-6702	浸水想定区域内
10	表佐小学校留守家庭児童教室	垂井町表佐940	0584-22-4155	浸水想定区域内
11	垂井こども園	垂井町1007-1	0584-22-0217	浸水想定区域内
12	垂井東こども園	垂井町地藏2-41	0584-22-4150	浸水想定区域内
13	表佐こども園	垂井町表佐1506	0584-23-1298	浸水想定区域内
14	府中こども園	垂井町新井709-3	0584-22-0149	浸水想定区域内
15	岩手こども園	垂井町岩手609-1	0584-22-0417	浸水想定区域内
16	いずみの園	垂井町綾戸262	0584-22-1953	浸水想定区域内
17	不破高等学校	垂井町宮代1919-1	0584-22-1002	土砂災害警戒区域内
18	博愛会病院	垂井町2210-42	0584-23-1251	浸水想定区域内
19	博愛会 託児所どんぐり	垂井町府中1928-5	0584-22-2711	浸水想定区域内
20	垂井町障がい者相談支援事業所	垂井町1305-2	0584-23-3335	浸水想定区域内
21	特別養護老人ホームいぶき苑	垂井町岩手4538	0584-22-5211	浸水想定区域内
22	特別養護老人ホームいぶき苑別館	垂井町府中1947-1	0584-22-5701	浸水想定区域内
23	ほのぼのいぶき	垂井町府中1947-1	0584-22-5703	浸水想定区域内
24	デイサービスぼかぼかいぶき	垂井町府中2527	0584-24-3722	浸水想定区域内
25	グループホーム ひなたぼっこ	垂井町府中1928-3	0584-24-1006	浸水想定区域内
26	愛の家グループホーム たるい	垂井町綾戸895-8	0584-24-1071	浸水想定区域内
27	介護老人保健施設あいかわ	垂井町府中1933-1	0584-23-3443	浸水想定区域内
28	介護老人保健施設おうじゅ	垂井町府中1928-3	0584-24-1001	浸水想定区域内
29	住宅型有料老人ホームもりの里	垂井町表佐709-1	0584-23-1207	浸水想定区域内
30	表佐ホーム	垂井町表佐4978-14	0584-47-8541	浸水想定区域内
31	めぐみホーム	垂井町表佐4978-31	0584-47-8541	浸水想定区域内
32	あいかわホーム	垂井町185	0584-47-8541	浸水想定区域内
33	習南ホーム	垂井町表佐1227-14	0584-47-8541	浸水想定区域内
34	東神田ホーム	垂井町東神田3-95-3	0584-47-8541	浸水想定区域内
35	デイサービス さくら	垂井町表佐709-2	0584-22-5578	浸水想定区域内

資料 1 1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

(注1)学校については、地震の場合の緊急避難場所はグラウンド、それ以外の場合の緊急避難場所及び避難所は主に体育館として、その適否等を記載

(注2)災害種別ごと適否の凡例 「○」:適 「●」:不適 「△」:浸水想定区域内だが、浸水状況に応じ、避難所等として利用する施設

(注3)L1:河川整備において基本となる降雨 L2:想定し得る最大規模の降雨

地区	緊急避難場所・避難所	所在地	連絡先 電話番号	延床 面積 ※敷地 面積 (㎡)	収容 可能 人数 (10㎡ /人)	指定 避難所	指定 緊急 避難場所	災害種別ごとの 適否				備考	
								洪水		土砂災害	地震		火災
								L1	L2				
垂井	垂井小学校(体育館含む)	垂井町 1069-2	0584-22 -1008	5,291	530	○	○	○	△	○	○	○	体育館収容人数 1階:208人 2階:44人 浸水想定 L2:1~3m
	垂井こども園	垂井町 1007-1	0584-22 -0217	2,558	260	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.3~0.5m
	垂井中町コミュニティセンター	垂井町 1291-4	/	170	20	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.3~0.5m
	垂井西町コミュニティセンター	垂井町 1128-1	/	178	20	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.3~0.5m
	垂井東町コミュニティセンター	垂井町 1307-3	/	163	20	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.5~1m
	垂井地区まちづくりセンター	垂井町 1546-4	0584-23 -1409	436	40	○	○	○	△	○	●	○	浸水想定 L2:0.5~1m
	タレイピアセンター	垂井町 2443-1	0584-23 -3746	2,665	270	○	○	○	●	○	○	○	浸水想定 L2:河岸浸食
	中央公民館	垂井町 1543-3	0584-22 -1019	1,589	160	○	○	○	○	○	●	○	
	相川児童公園	垂井町 1111-12	/	※5,200	/	/	○	○	●	○	○	○	
	コスモス公園	垂井町東神田 1-99-3	/	※998	/	/	○	○	○	●	○	○	
	神田西公園	垂井町東神田 2-16	/	※1,998	/	/	○	○	○	○	●	○	
	神田東公園	垂井町東神田 2-79	/	※3,001	/	/	○	○	○	○	○	○	
	西相川公園	垂井町 1016-2	/	※2,136	/	/	○	○	○	○	○	○	

地区	緊急避難場所・避難所	所在地	連絡先 電話番号	延床 面積 ※敷地 面積 (㎡)	収容 可能 人数 (10 ㎡/ 人)	指定 緊急 避難 場所	災害種別ごとの 適否					備考	
							洪水		土 砂 災害	地震	火災		
							L1	L2					
東	東小学校(体育館含む)	垂井町綾戸 910-1	0584-23 -2780	5,007	500	○	○	○	△	○	○	○	体育館収容人数 1階:208人 2階:36人 浸水想定 L2:0.3~0.5m
	東小学校留守家庭児童教室	垂井町綾戸 917-1	0584-23 -2781	610	60	○	○	○	○	○	○	○	
	不破中学校(体育館含む)	垂井町 2461	0584-22 -1020	9,268	930	○	○	△	△	○	○	○	体育館収容人数 1階:288人 浸水想定 L2:0.5~1m、 グラウンドのみ河岸浸食
	垂井町農村婦人の家	垂井町綾戸 790-5	0584-22 -3230	382	40	○	○	△	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.5~1m
	東地区まちづくりセンター	垂井町綾戸 901-1	0584-23 -0028	591	60	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.3~0.5m
	いずみの園	垂井町綾戸 262	0584-22 -0019	463	50	○	○	△	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.5~1m
	垂井東こども園	垂井町地藏 2-41	0584-22 -4150	2,375	240	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.3~0.5m
	地藏公園	垂井町地藏 1-64-1		※1,994			○	○	●	○	○	○	
宮代	宮代小学校(体育館含む)	垂井町宮代 2729	0584-22 -1012	4,287	430	○	○	○	○	○	○	○	体育館収容人数 1階:208人 2階:28人
	宮代小学校留守家庭児童教室	垂井町宮代 2729	0584-22 -4154	439	40	○	○	○	○	○	○	○	
	朝倉運動公園	垂井町宮代 1984-4	0584-23 -2333	1,473	150	○	○	○	○	●	●	○	
	宮代地区まちづくりセンター	垂井町宮代 664-4	0584-22 -1010	575	60	○	○	○	○	○	○	○	
	宮代こども園	垂井町宮代 672-1-1	0584-22 -0693	901	90	○	○	○	○	○	○	○	
表佐	表佐小学校(体育館含む)	垂井町表佐 940	0584-22 -1025	4,785	480	○	○	△	△	○	○	○	体育館収容人数 1階:208人 2階:32人 浸水想定 L2:0.5~1m
	表佐小学校留守家庭児童教室	垂井町表佐 942-1	0584-22 -4155	371	40	○	○	△	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.5~1m
	表佐地区まちづくりセンター	垂井町表佐 1723-1	0584-22 -1011	452	50	○	○	△	△	○	○	○	浸水想定 L2:1~3m
	南体育館	垂井町表佐 1498-1		499	50	○	○	△	△	○	●	○	浸水想定 L2:0.5~1 m
	むつみ会館	垂井町表佐 2113-1		502	50	○	○	△	△	○	●	○	浸水想定 L2:0.3~ 0.5m
	表佐こども園	垂井町表佐 1506	0584-23 -1298	970	100	○	○	△	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.5~1 m
	老人福祉センター	垂井町表佐 1496-2	0584-23 -2117	1,050	110	○	○	△	△	○	○	●	浸水想定 L2:0.5~1 m

地区	緊急避難場所・避難所	所在地	連絡先 電話番号	延床 面積 ※敷地 面積 (㎡)	収容 可能 人数 (10㎡ /人)	指定 避難所	指定 緊急 避難 場所	災害種別ごとの 適否					備考
								洪水		土 砂 災害	地 震	火 災	
								L1	L2				
栗原	合原小学校(体育館含む)	垂井町栗原 1102-1	0584-22 -1014	2,659	270	○	○	○	△	○	○	○	体育館収容人数 1階:156人 浸水想定 L2:0.5~1m
	栗原地区まちづくりセンター	垂井町栗原 1075	0584-23 -0931	511	50	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:1~3m
府中	北中学校(体育館含む)	垂井町新井 152-1	0584-22 -1004	5,748	570	○	○	○	○	○	○	○	体育館収容人数 1階:208人 2階:34人
	府中小学校(体育館含む)	垂井町府中 464	0584-22 -1018	5,590	560	○	○	○	△	○	○	○	体育館収容人数 1階:208人 2階:40人 浸水想定 L2:0.5~1m
	垂井町林業センター	垂井町大滝 229-1		198	20	○	○	○	○	○	○	○	
	府中地区まちづくりセンター	垂井町新井 709-4	0584-23 -2002	536	50	○	○	○	●	○	●	○	浸水想定 L2:1~3m、 河岸浸食
	府中こども園	垂井町新井 709-3	0584-22 -0149	1,003	100	○	○	○	●	○	○	○	浸水想定 L2:1~3m、 河岸浸食
	垂井町コミュニティ・防災センター	垂井町府中 2417-12	0584-23 -1766	286	30	○	○	△	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.3~0.5m
	清水児童公園	垂井町清水 2-99		※5,015				○	●	●	○	○	○
新井公園	垂井町南新井 1-30		※2,050				○	○	●	○	○	○	
岩手	岩手小学校(体育館含む)	垂井町岩手 619-2	0584-22 -1003	4,709	470	○	○	○	△	○	○	○	体育館収容人数 1階:208人 2階:32人 浸水想定 L2:0.3~0.5m
	岩手地区まちづくりセンター	垂井町岩手 608-2	0584-22 -1007	631	60	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.3~0.5m
	岩手こども園	垂井町岩手 609-1	0584-22 -0417	781	80	○	○	○	△	○	○	○	浸水想定 L2:0.3~0.5m

資料 1 1 の 2 福祉避難所一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	面 積 (㎡)	災 害 種 別 ご と の 適 否					備 考
				洪水		土 砂 災 害	地 震	火 災	
				L1	L2				
デイサービスセンター	垂井町 986-1	0584-22-2767	599	○	○	○	○	○	
生きがいセンター	垂井町 990	0584-22-3551	213	○	○	○	○	○	
けやきの家	垂井町 1369-1	0584-22-3207	807	○	○	○	○	○	
デイセンターあゆみの家	垂井町栗原 2066-2	0584-22-4333	207	○	○	○	○	○	
特別養護老人ホーム いぶき苑	垂井町岩手 4538	0584-22-5211	133	○	△	○	○	○	浸水想定 L2 : 1~3m
特別養護老人ホーム いぶき苑 別館	垂井町府中 1947-1	0584-22-5701	186	△	△	○	○	○	浸水想定 L2 : 1~3m

資料 1 2 医療機関一覧

1 基幹災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目
岐阜県総合医療センター	岐阜市一色4-6-1	058-246-1111	総内、糖、泌、小、呼外、産婦、腎、小循、 心血、眼、神内、新生、小内、耳鼻、呼、 外・消化外、麻、放、消、整、皮、歯口、循、 脳、リハ、放

2 地域災害医療センター（西濃医療圏）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目
大垣市民病院	大垣市南類町4-86	0584-81-3341	総内、糖・腎内科、血内、神内、消、呼、循、 精(精神神経)、小・第二小(小循、新生)、外、 小外、脳、心血(胸外)、形、整、皮、泌、産婦、 眼、耳鼻、歯口、放、リハ、麻

3 町内医療機関

地 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目
垂井地区	古井医院	垂井町1102-4	0584-22-0031	内・小・アレ・呼・ 消・循
	古川医院	垂井町1836-13	0584-22-0811	内・小・漢
	半田眼科 垂井診療所	垂井町東神田3-33	0584-24-1181	眼
	医療法人 清澄会 不破ノ関病院	垂井町94-1	0584-22-0411	精・神内・心
	はくあい内科クリニック	垂井町東神田 2-23-1	0584-24-1265	内
	やまざきキッズクリニック	垂井町東神田2-30	0584-23-0577	小・アレ
東地区	和田内科胃腸科	垂井町綾戸903-7	0584-23-2828	内・小・呼・消・循・ 皮・リハ・放
	特定・特別医療法人 博愛会 博愛会病院	垂井町2210-42	0584-23-1251	内・外・整・脳・皮・ 泌・眼・神内・循・ 消・放・リハ・耳鼻・ 歯口・麻・血
宮代地区	不破医院	垂井町宮代1674-1	0584-22-0126	内・小・糖
表佐地区	多賀内科医院	垂井町表佐1539	0584-22-0107	内・小・リハ・循
岩手地区	安田医院	垂井町大石782-1	0584-22-3153	内・小・リハ

4 町内歯科医療機関

垂井地区	磯野歯科医院	垂井町1141-1	0584-22-0580	歯・小歯・矯歯
	杏林歯科クリニック	垂井町1564-10	0584-23-1588	歯・小歯・矯歯
	にしわき歯科	垂井町東神田3-39	0584-22-6464	歯・小歯・矯歯 歯口
	安田歯科医院	垂井町1289-1	0584-23-2105	歯・小歯
	とし歯科医院	垂井町2273-8	0584-71-7652	歯・小歯
東地区	菅原歯科クリニック	垂井町2446-6	0584-23-3993	歯・小歯・矯歯
	富田歯科医院	垂井町綾戸868-1	0584-23-2158	歯・小歯・矯歯・ 歯口
	うえだ歯科医院	垂井町綾戸451-1	0584-23-0810	歯・小歯・矯歯
	ひかり歯科クリニック	垂井町綾戸1112-3	0584-71-7227	歯・小歯・矯歯
表佐地区	カワサキ歯科医院	垂井町表佐1089-1	0584-23-3113	歯・小歯・矯歯
	大垣垂井歯科口腔外科クリニック	垂井町表佐5011-2	0584-71-8282	歯・歯口
府中地区	岩田歯科医院	垂井町清水1-131	0584-22-6480	歯・小歯
	たく歯科医院	垂井町府中181-2	0584-23-4641	歯・小歯・矯歯

総内 = 総合内科 眼 = 眼科 消 = 消化器科
 呼外 = 呼吸器外科 小 = 小児科 呼 = 呼吸器科
 産婦 = 産婦人科 麻 = 麻酔科 脳 = 脳神経外科
 小循 = 小児循環器科 腎 = 腎臓科 泌 = 泌尿器科
 心血 = 心臓血管外科 外 = 外科 循 = 循環器科
 神内 = 神経内科 内 = 内科 形 = 形成外科
 新生 = 新生児科 皮 = 皮膚科 整 = 整形外科
 耳鼻 = 耳鼻咽喉科 放 = 放射線科 精 = 精神科
 小外 = 小児外科 神 = 神経科 婦 = 婦人科
 血内 = 血液内科 胃 = 胃腸科 歯 = 歯科
 小歯 = 小児歯科 外・消化外 = 外科・消化器外科
 歯口 = 歯科口腔外科 精(精神神経) = 精神科(精神神経科)
 小心 = 小児心臓外科 糖・腎内科 = 糖尿病・腎臓外科
 矯歯 = 矯正歯科 心血(胸外) = 心臓血管外科(胸部外科)
 リハ = リハビリテーション科 心 = 心療内科
 小・第二小(小循、新生) = 小児科・第二小児科(小児循環器、新生児科)
 透析 = 透析センター アレ = アレルギー科

資料 1 3 垂井町指定給水装置工事業者一覧

令和4年1月31日現在

指定 番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	(有)太田商店	垂井町 1288-2	0584-22-0147
2	鍛冶専設備	垂井町栗原 1462	0584-22-0634
3	鹿野管工(株)	垂井町 2311-20	0584-22-0694
4	iND ハヤノ(有)	垂井町 1087-15	0584-22-0913
7	西濃設備工業(株)	垂井町表佐 1265	0584-22-2404
8	若山水道(株)	垂井町東神田 3 丁目 155-1	0584-22-0260
9	近藤工業(有)	垂井町地蔵 2 丁目 59	0584-22-5653
10	大垣設備(株)	大垣市荒尾町 1810-66	0584-91-1587
11	(株)二見屋	関ヶ原町大字関ヶ原 609	0584-43-0025
12	(株)マツオカ	池田町池野 446-7	0585-45-2164
13	(株)丹羽住設	大垣市犬ヶ渚町 22	0584-74-5038
15	(株)源間水道設備工業所	大垣市新町 2 丁目 131-1	0584-82-1688
17	(株)大広商事	大垣市東前 2 丁目 18-3	0584-74-8811
18	(株)ひつじや商店	海津市平田町仏師川 472-1	0584-66-2146
19	(有)中川設備工業	養老町宇田 335	0584-34-1296
20	宮田鑿井工業(株)	愛知県一宮市祐久字東川田 42	0586-68-2171
21	林工業(株)	大垣市馬場町 2	0584-81-5316
22	渡辺設備	垂井町南新井 1 丁目 8	0584-22-2354
23	豊和設備(株)	大垣市長松町 1087-1	0584-91-1173
24	松井工業(株)	大垣市築捨町 5 丁目 86-1	0584-88-1911
29	美濃工研(株)	大垣市本今 4 丁目 136-1	0584-89-5720
30	加納水道設備(株)	大垣市三津屋町 2 丁目 56	0584-74-3912
31	(有)大倉管工	養老町石畑 1245-2	0584-32-0707
32	(株)倉望工業	大垣市昼飯町 373-7	0584-71-3112
33	(株)不二産業	瑞穂市本田 735	058-326-3427
35	(株)リビングプラザ	養老町高田 483-6	0584-32-0660
40	(株)佐竹正設備	養老町色目 526	0584-34-1317
42	(株)中屋	神戸町大字神戸 451	0584-27-2333
45	(株)美濃建設	大垣市榎戸町 1 丁目 388-1	0584-91-0307
46	田丸水道	関ヶ原町今須 3432	0584-43-5537
47	(株)佐藤工業所	神戸町柳瀬 574	0584-27-2489
48	垂井燃料(株)	垂井町 1185	0584-22-0018
51	ワタナベ設備工業(株)	大垣市本今 3 丁目 28	0584-78-1537
57	(有)現金屋燃料店	垂井町表佐 1909-1	0584-22-4490
59	(有)日比設備	養老町高田 1327-1	0584-32-0585
62	(有)若山ポンプ店	養老町飯田 360	0584-32-3474

指定 番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
64	平成興産(株)	垂井町宮代 513	0584-22-2000
67	(有)葵設備工業	土岐市土岐津町土岐口 1372-43	0572-54-6161
68	(株)兄玉建設	大垣市中野町 2 丁目 66	0584-78-8777
69	(有)アクアテクノ	大垣市直江町 221-1	0584-83-3305
71	城西設備	大垣市墨俣町墨俣 525	0584-62-5549
72	高木浴槽住設	養老町石畑 1487-4	0584-32-3171
73	(有)西垣設備	北方町高屋白木 2 丁目 41	058-324-2455
74	(株)牧野工務店	大垣市南高橋町 2 丁目 44	0584-75-2468
77	輪之内山設備	輪之内町楡俣新田 427	0584-69-2857
78	(株)岩田工務店	垂井町大滝 286	0584-22-0749
79	(有)八百清燃料店	垂井町 2309-3	0584-22-0012
80	ムロ工建	関ヶ原町大字関ヶ原 3838	0584-41-1277
81	(有)清水エンジニアリング	滋賀県米原市番場 1794-4	0749-54-0484
82	(有)サンエコール	大垣市牧野町 4 丁目 103-11	0584-91-8618
83	ウスイ住宅設備	岐阜市六条大溝 4 丁目 8-11 コーポ 88 101	058-271-5888
84	久富電設(株)	大垣市小野 1 丁目 22-1	0584-81-2643
85	(株)タワダ	垂井町表佐 1536-1	0584-22-0355
86	(株)巢南設備	瑞穂市十七条 28	058-328-2534
87	ノムラ工業(株)	大垣市大井 2 丁目 41-1	0584-77-0193
90	牧田設備工業	大垣市上石津町牧田 1105-1	0584-46-3322
92	泉建設工業(株)	池田町本郷 1094-6	0585-45-4127
93	(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜 1 丁目 2-1	0120-26-8919
94	伊藤設備	養老町高田 300	0584-32-9263
95	三輪設備	大垣市上石津町下多良 601-1	0584-45-3633
96	双葉管工(株)	関ヶ原町関ヶ原 1423-41	0584-43-2083
97	(株)長谷川設備	各務原市大野町 4 丁目 72	058-383-8735
98	明峰(株)	垂井町大滝 628-127	0584-22-1319
99	セイノウ設備(株)	池田町本郷 298-1	0585-45-9855
100	寺町設備	大垣市波須 3 丁目 48	0584-81-1538
101	真野工業(株)岐阜支店	岐阜市東明見町 19	058-272-8156
102	(株)イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町 3-7-3 イースマイルビル	06-7739-2525
103	(株)浅乃設備	岐阜市東改田字再勝 62-1	058-214-4201
104	森川設備	大垣市外濶 2 丁目 148-9	0584-89-6704
105	松信水道	大垣市池尻町 1302	0584-71-3303
106	(有)恒栄電気	垂井町地藏 1 丁目 2	0584-22-1518
107	三徳(株)	岐阜市江添 2 丁目 9-15	058-213-3109

指定 番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
108	(有)アテックホーム	大垣市高屋町 2 丁目 32-3	0584-71-4855
109	河村工業	池田町願成寺 259-2	0585-45-5527
110	(有)吉田商店	本巣市十四条 588	058-324-4826
111	イワタニ東海(株)西濃支店	垂井町宮代 3052-1	0584-23-3121
112	(株)中村管工	大垣市木戸町 1188-1	0584-77-6173
113	(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀 8-8 第 1 ウエノヤビル 6F	082-502-6644
114	まつしん	岐阜市水海道 1 丁目 13-12	058-247-6964
115	(株)アクアテクノス	愛知県あま市篠田虱掛 2-8	052-508-1131
116	カトリ住設	滋賀県米原市上野 734	0749-58-0729
117	児玉設備工業	大垣市荒尾町 1569-1	0584-51-0239
118	(株)野村住設	羽島市竹鼻町狐穴 1068	058-392-4655
119	フジオデンキ	関ヶ原町大字松尾 491-3	0584-43-2685
120	(株)N-Vision	広島県広島市中区鶴見町 8-57	082-275-5227
121	(株)エイト	愛知県名古屋市巾着区横前町 58	052-462-9950
122	(株)カワイ創建	大垣市本今 5 丁目 108-1	0584-89-5255
123	(有)サクセス	岐阜市御望 2 丁目 60	058-213-6251
124	(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町 6-10	06-6821-6133

(届出順)

(問い合わせ先)
 垂井町役場 上下水道課
 〒503-2193
 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957-11
 電話 0584-22-7517

資料 1 4 一時集積配分拠点施設一覽

番 号	施 設 名	所 在 地	連 絡 先	施設管理団体名
1	朝倉運動公園	垂井町宮代1984-4	0584-23-2333	垂井町
2	垂井小学校	垂井町1069-2	0584-22-1008	教育委員会
3	宮代小学校	垂井町宮代2729	0584-22-1012	教育委員会
4	表佐小学校	垂井町表佐940	0584-22-1025	教育委員会
5	合原小学校	垂井町栗原1102-1	0584-22-1014	教育委員会
6	府中小学校	垂井町府中464	0584-22-1018	教育委員会
7	岩手小学校	垂井町岩手619-2	0584-22-1003	教育委員会
8	東小学校	垂井町綾戸910-1	0584-23-2780	教育委員会
9	不破中学校	垂井町2461	0584-22-1020	教育委員会
10	北中学校	垂井町新井152-1	0584-22-1004	教育委員会

資料15 町内文化財一覧

種目	名称	所在地	所有者	管理者	指定年月日	
重要文化財	建造物	南宮神社 18棟 附 造営文書（古文書） 623冊	垂井町宮代1734-1	南宮大社	南宮大社	昭和 41. 6. 11国指定 46. 12. 28国 "
		真禪院 2棟	" 宮代2006	真禪院	真禪院	52. 6. 27国 "
		鐘楼 1棟	" " "	"	"	40. 2. 9県 "
		観音堂 1棟	" " "	"	"	59. 1. 18町 "
		願證寺 3棟	" 平尾1	願證寺	願證寺	34. 3. 30町 "
		宝篋印塔 1基	" 1608-1地 先	服部真六	服部真六	36. 4. 15町 "
		宝篋印塔 3基	" 岩手1308	祥光寺	祥光寺	39. 11. 15町 "
		五輪塔 1基	" " "	"	"	"
		民安寺の石燈籠	" 府中1586-5	岩田恵美子	岩田恵美子	平成 19. 4. 12町 "
	禪幢寺本堂 1棟	" 岩手1308-1	禪幢寺	禪幢寺	23. 6. 20 町 "	
	絵画	絹本胎蔵界曼荼羅図 1幅	" 宮代2006	真禪院	真禪院	昭和 34. 3. 30町 "
		竹中半兵衛重治像 1幅	" 岩手1308-1	禪幢寺	禪幢寺	36. 4. 15町 "
	彫刻	木造薬師如来立像 1躯	" 宮代2006	真禪院	真禪院	40. 2. 9県 "
		木造不動明王立像 1躯	" " "	"	"	34. 3. 31町 "
		二童子像 2躯	" " "	"	"	"
		十二天像 12躯	" " "	"	"	"
		木造十一面千手観音坐像 1躯	" " "	"	"	42. 1. 26町 "
		木造不動明王立像 1躯	" 敷原112	観音寺	観音寺	32. 6. 15町 "
		木造十一面観音立像 1躯	" " "	"	"	"
		春王安王木像附春王安王児霊像縁起写・略縁起 1対	" 1609-1	山田晃善	金蓮寺	36. 4. 15町 "
		木造阿弥陀如来坐像 1躯	" 綾戸438	光堂寺	光堂寺	平成 8. 4. 9町 "
	工芸品	太刀 銘「康光」 1口	" 宮代1734-1	南宮大社	南宮大社	大正 13. 4. 15国 "
		太刀 銘「三条」 1口	" " "	"	"	昭和 9. 1. 30国 "
		銚無銘 2本	" " "	"	"	大正 14. 4. 24国 "
		刀剣 7口	" " "	"	"	昭和 49. 11. 13県 "
		太刀 銘「藤原永貞」 1口	" " "	"	"	59. 1. 18町 "
		梵鐘 1口	" " 2006	真禪院	真禪院	32. 2. 19国 "
		鉄塔 1基	" " "	"	"	31. 3. 28県 "
		紅糸中白威胴丸 1領	" " 1734-1	南宮大社	タルイピアセンター	52. 3. 11県 "
		伊富岐神社経塚遺物 14点	" 伊吹1484-1	伊富岐神社	タルイピアセンター	35. 8. 17町 "
		菩提寺鰐口 1個	" 岩手1の1	佐伯ゆき	不退寺	36. 4. 15町 "
		神興附剣銚 3対	" 宮代1734-1	南宮大社	南宮大社	57. 3. 2町 "
典籍	大般若波羅密多経卷 600卷	" " 2006	真禪院	真禪院	34. 3. 31町 "	
	伊富岐神社棟札 2枚	" 伊吹1484-1	伊富岐神社	伊富岐神社	35. 8. 17町 "	
	岩崎神社棟札 6枚	" 岩手1262-1	岩崎神社	タルイピアセンター	"	
古文書	伊富岐神社古絵図 1枚	" 伊吹1484-1	伊富岐神社	タルイピアセンター	"	
	南宮神社神事芸能諸資料 4点	" 宮代1734-1	南宮大社	南宮大社	33. 7. 15町 "	

資料編

種 目	名 称	所 在 地	所 有 者	管 理 者	指 定 年 月 日	
民 俗 文化財	重 要 有 形 民 俗 文化財	垂井祭曳軸 3輛	〃 1356-1 〃 1216-1 〃 1305-1	垂井曳車山 保 存 会	垂井曳車山 保 存 会	36. 6. 19県 〃
	重 要 無 形 民 俗 文化財	南宮の神事芸能		南 宮 神 社 神 事 芸 能 保 存 会		54. 2. 3国 〃
		表佐太鼓踊		表 佐 太 鼓 踊 保 存 会		51. 6. 4県 〃
	無 形 文化財	垂井曳軸祭子供歌舞伎 3町内		垂井曳車山保存会		55. 7. 9町 〃
		垂井祭ばやし 4曲		垂井祭ばやし保存会		62. 4. 8町 〃
記念物	史 跡	垂井一里塚	〃 121-2ほか2筆	文部科学省ほか	垂 井 町	5. 10. 3国 〃 平成24. 1. 24国 〃
		美濃国府跡	〃 府中1874 ほか33筆	林 千 枝 子 ほ か	〃	平成 18. 1. 26国 〃
		美濃国府跡伝承地	〃 府中2435	橘 孝 麿	橘 孝 麿	19. 4. 12町 〃
		竹中氏陣屋跡	〃 岩手614-1	垂 井 町	垂 井 町	昭和 31. 3. 28県 〃
		宮処寺跡	〃 1503-1ほか4筆	宗 教 法 人 眞 正 会 ほか	宗 教 法 人 眞 正 会 ほか	〃
		春王・安王の墓	〃 1413-1	垂 井 町	御 所 野 保 存 会	43. 8. 6県 〃
		垂井の泉	〃 1348ほか3筆	垂 井 町 ほ か	垂 井 の 泉 保 存 会	〃
		宮代廃寺跡	〃 宮代807-1ほか1筆	藤 樹 寺	藤 樹 寺	〃
		南宮神社経塚群付出土品一括	〃 〃 2616	南 宮 大 社	南 宮 大 社	43. 11. 11県 〃
		作り木塚と芭蕉翁木像	〃 1234	本 龍 寺	本 龍 寺	32. 6. 15町 〃
		喪山古墳	〃 1966ほか10筆	垂 井 町 ほ か	垂 井 町	32. 2. 15町 〃
		長屋屋敷の跡	〃 1259の1	垂 井 町	垂 井 町	〃
		忍勝寺山古墳	垂井町府中2086	忍 勝 寺	忍 勝 寺	32. 6. 15町 〃
		大石窯跡	〃 大石2172-1	高 木 篤	高 木 篤	〃
		菩提山城跡	〃 岩手3237	垂 井 町	垂 井 町	〃
		紙屋塚	〃 1337-2ほか1筆	垂 井 町	紙 屋 塚 保 存 会	〃
		親ヶ谷古墳	〃 市之尾569ほか1筆	岩田茂樹ほか	岩 田 茂 樹 ほ か	32. 2. 15町 〃
		泗水庵跡	〃 1348	垂 井 町	垂 井 町	32. 6. 15町 〃
		栗原九十九坊跡	〃 栗原2237	八 幡 神 社	栗原九十九坊・ 連理のサカキ 保 存 会	〃
		勝宮古墳	〃 表佐1729-1	勝 神 社	勝 神 社	35. 1. 26町 〃
		栗原古墳壺号墳及び式号墳	〃 栗原2281-1	(株) 槌 谷	(株) 槌 谷	42. 1. 26町 〃
		松井永貞の墓	〃 表佐1762-3	松井 兵二郎	広 瀬 吉 人	50. 9. 9町 〃
		不破惟益の墓	〃 宮代1641	南 宮 大 社	南 宮 大 社	53. 11. 17町 〃
		美濃国分尼寺跡推定地	〃 平尾16	威 徳 寺	威 徳 寺	〃
		千句の里	〃 表佐1526-1	阿 弥 陀 寺	阿 弥 陀 寺	59. 1. 18町 〃
綾戸古墳	〃 綾戸907	垂 井 町	綾 戸 古 墳 保 存 会	60. 12. 10町 〃		

種目	名称	所在地	所有者	管理者	指定年月日	
記念物	史跡	垂井追分道標	〃 2327の2	〃	垂井追分道標保存会	62. 4. 8町 〃
		しょうげん(将監)塚付、古文書・古絵図各1幅	垂井町綾戸798-1-2-1ほか1筆	〃	岡田将監塚保存会	平成元. 3. 29町 〃
	天然記念物	モリアオガエル群生地 1カ所	〃 宮代笹石子	〃	垂井町	32. 7. 9県 〃
		伊富岐神社の大杉 1本	〃 伊吹1484-1	伊富岐神社	伊富岐神社	50. 12. 10県 〃
		栗原連理のサカキ 1本	〃 栗原	栗原区	栗原九十九坊・連理のサカキ保存会	〃
		スズカケソウ	〃 府中2214-1ほか3筆	堀俊夫ほか	堀俊夫ほか	32. 2. 15町 〃
		岩手のヤマモモ 26本	〃 岩手	垂井町	岩手のヤマモモ保存会	32. 6. 15町 〃
		美濃路の松並木 23本	町道垂井綾戸線(ユニチカ(株)垂井工場前~JR綾戸踏切)	垂井町	美濃路松並木保存会	45. 11. 4町 〃
		長屋氏屋敷跡ツバキ 3本	〃 1259-1	垂井町	長屋氏敷跡ツバキ保存会	54. 7. 11町 〃
		願證寺菩提樹 1本	〃 平尾1-1	願證寺	願證寺	55. 7. 9町 〃
		表佐ハリヨ生息地湯壺池 1カ所	〃 表佐1606-4	垂井町	表佐ハリヨ保存会	60. 2. 9町 〃
		杖立明神逆杉御神木 1本	〃 岩手3052-75	垂井町	杖立明神逆杉御神木保存会	平成2. 9. 5町 〃
登録有形文化財	建造物	小林家住宅主家 1棟	〃 1268-1	小林展雄	小林展雄	平成25. 12. 24国登録
		願證寺 大広間 1棟	垂井町平尾1	願證寺	願證寺	31. 3. 26町
		願證寺 御殿 1棟	垂井町平尾1	願證寺	願證寺	31. 3. 26町
		磯野家住宅主屋、附文庫蔵・新蔵・米蔵 1棟	垂井町1216	磯野和男	磯野和男	令和元. 12. 24町
		鉄塔山神社本殿 1棟	垂井町宮代1854	鉄塔山神社	鉄塔山神社	令和元. 12. 24町
		南宮神社向拝、弊殿覆殿、勅旨殿(西側)、御饗殿、宝蔵庫、南門、北門、手水舎(1)、手水舎(2)瑞垣、築地塀、石垣	垂井町宮代1734-1	南宮大社	南宮大社	令和2. 11. 26町
	清水家住宅主家・長屋門 1棟	垂井町表佐1983-1	清水式部	清水式部	令和2. 11. 26町	
彫刻	親鸞聖人御木像御一代記 22軀	垂井町大滝323	明傳寺	明傳寺	令和2. 11. 26町	
登録記念物	史跡	旗本竹中氏墓所 1ヶ所	垂井町岩手1036-1の一部	竹中重貴	竹中重貴	令和2. 11. 26町
	天然記念物	五明稻荷神社のイチヨウの木 2本	垂井町岩手2290	五明自治会	五明自治会	平成27. 3. 25町

資料 16 町有車両一覧

令和4年3月現在

所管課	車種	車番	購入年月	備考
総務課	トヨタ クラウン	岐阜 34 そ 2379	95.08	町長兼議長車
	トヨタ エステイマハイブリッドX	岐阜301 ひ 3875	10.03	町長
	スズキ ワゴンR	岐阜580 ひ 1706	10.02	
	トヨタ ワゴン車 (10人乗り)	岐阜301 そ 808	06.06	リース
	トヨタ サクシード	岐阜400 の 3178	16.05	
	イズム エルフ2tトラック	岐阜100 そ 6982	12.07	
	トヨタ タウンエーストラックDX	岐阜400 と 1299	07.07	トラック
	ダイハツ リフト付軽トラック	岐阜480 そ 7115	13.06	
税務課	スズキ Kei (ケイ)	岐阜 51 す 1545	03.06	
	ホンダ ライフ	岐阜 51 あ 5336	01.06	
	スバル プレオ	岐阜 41 め 1718	04.04	
企画調整課	ダイハツ ムーヴ	岐阜580 け 3673	06.05	交通指導車
	トヨタ 巡回バス (すこやか号)	岐阜800 せ 2411	10.03	共済保険未加入 (運行会社が別途加入・支払)
	ニッサン 巡回バス (さわやか号)	岐阜200 さ 3082	15.08	共済保険未加入 (運行会社が別途加入・支払)
	ニッサン 巡回バス (ふれあい号)	岐阜200 さ 3083	15.08	共済保険未加入 (運行会社が別途加入・支払)
	ニッサン 巡回バス (ときめき号)	岐阜200 さ 3084	15.08	共済保険未加入 (運行会社が別途加入・支払)
	三菱 パジェロ・ミニ	岐阜580 の 1711	09.02	
まちづくりセンター	三菱 ミニキャブ	岐阜 80 あ 1290	00.09	
健康福祉課	スバル プレオバン	岐阜 41 ね 9926	99.07	
	スズキ ワゴンR	岐阜 50 む 8870	99.07	介護保険車
	トヨタ プロボックスバン	岐阜400 ん 2385	12.08	日本赤十字社より貸与 リース
	トヨタ カローラバン	岐阜400 さ 524	99.05	
保健センター	ニッサン モコ	岐阜580 む 1050	10.06	
	ニッサン ADバン	岐阜 46 ほ 8181	97.06	
	スズキ エブリイ	岐阜480 ん 9170	20.06	
社会福祉協議会	ニッサン クリッパー	岐阜 80 あ 1775	04.06	共済保険未加入
子育て推進課	ダイハツ ムーヴ	岐阜580 よ 6698	11.09	子育て推進課
住民課	三菱 ミニカ	岐阜 41 は 5232	00.06	
	ダイハツ 軽ダンプ	岐阜480 ね 3732	20.11	檻 (おり) 車
	スズキ 檻付軽ダンプ	岐阜480 に 625	18.09	檻 (おり) 車
	ダイハツ リフト付軽トラック	岐阜480 て 3982	16.06	
	スズキ エブリイ	岐阜480 に 8731	19.06	
	トヨタ ハイエース	岐阜 88 う 1428	93.07	霊柩車

所管課	車種	車番	購入年月	備考
クリーンセンター	ダイハツ ダンプ	岐阜480 つ 4790	15.09	
	イズブ ダンプ	岐阜400 と 9264	08.07	
	イズブ パッカー車	岐阜800 そ 1067	18.01	塵芥車
	イズブ パッカー車	岐阜800 せ 1531	09.07	塵芥車
	イズブ パッカー車	岐阜800 さ 5474	01.03	塵芥車
建設課	トヨタ プロボックス	岐阜400 ね 2362	14.06	
	トヨタ プロボックス	岐阜400 そ 9284	03.07	
	ダイハツ ハイゼット土砂ダンプ	岐阜480 と 6066	17.06	
	スズキ エブリイ	岐阜480 ね 1156	20.07	
	ダイハツ	岐阜480 あ 7804	05.06	道路補修車
	カワサキ	岐阜 0 ら 1270	81.12	除雪車
上下水道課	ダイハツ ハイゼット(軽トラック)	岐阜480 き 9237	08.08	
	ホンダ アクティバン	岐阜480 う 3950	06.06	
	トヨタ プロボックス	岐阜400 ね 2998	14.07	
浄化センター	トヨタ	岐阜400 そ 2237	02.09	
産業課	スバル XV	岐阜302 め 6907	20.06	
	トヨタ サクシードバン	岐阜400 は 4264	18.06	
	ダイハツ テリオスキッド	岐阜580 け 3396	06.05	
学校教育課	ホンダ アクティバン	岐阜480 き 5309	08.05	
給食センター	ミツビシ	岐阜830 せ 7878	01.08	給食車(冷凍冷蔵庫)
	ミツビシ	岐阜800 さ 1754	99.10	給食車(冷凍冷蔵庫)
生涯学習課	ミツビシ	岐阜 41 に 9115	98.06	
	ミツビシ ミニキャブバン	岐阜480 う 2831	06.05	
朝倉運動公園 管理事務所	ダイハツ ハイゼット	岐阜 41 ち 3067	95.08	
	トヨタ カローラバン	岐阜 46 の 3471	94.06	
タリイピア センター	ダイハツ ハイゼット・カーゴ	岐阜480 せ 3836	12.06	
東消防署 (企画調整課)	ミツビシ アウトランダー	岐阜800 す 7085	06.08	本部指令車
	ヒノ 消防車	岐阜830 る 22	19.12	垂井分団
	ヒノ 消防車	岐阜830 さ 3846	02.07	宮代分団
	ヒノ 消防車	岐阜830 さ 5060	13.09	表佐分団
	ヒノ 消防車	岐阜800 す 7340	06.10	合原分団
	ヒノ 消防車	岐阜800 す 3135	04.10	府中分団
	ミツビシ 消防車	岐阜800 す 707	03.08	岩手分団
	ヒノ 消防車	岐阜800 す 9008	07.10	東分団

所 管 課	車 種	車 番	購入 年月	備 考
東 消 防 署 (企画調整課)	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1595	03.05	垂井分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1610	03.05	垂井分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1596	03.05	東分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1597	03.05	東分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1599	03.05	宮代分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1600	03.05	宮代分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1598	03.05	表佐分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1602	03.05	表佐分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1611	03.05	合原分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1601	03.05	府中分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1604	03.05	府中分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1605	03.05	府中分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1606	03.05	岩手分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1607	03.05	岩手分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1608	03.05	岩手分団
	スバル 軽トラック	岐阜 80 あ 1609	03.05	岩手分団

資料 17 防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧

番号	施設名	所在地	地積	電話番号	座標	場外	若鮎Ⅰ	若鮎Ⅲ
1	相川	垂井町相川河川敷	50×20		緯度 352219.6 経度 1363156.0	○	可	
2	朝倉運動公園	垂井町宮代1984-4	100×100	0584- 23-2333	緯度 352151.2 経度 1363101.8			
3	北部グラウンド	垂井町大石208	100×70	0584- 22-1154	緯度 352335.3 経度 1363044.1			

資料 18 岐阜県災害救助法施行細則（別表第 1・第 2）

（平成 19 年 5 月 15 日規則第 56 号）

別表第 1（第 3 条関係）

救助の程度、方法及び期間

一 収容施設の供与

1 避難所の供与

（一） 避難所への収容は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

（二） 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

（三） 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

（1） 基本額

避難所設置費 1 人 1 日につき 300 円

（2） 加算額

冬季（10 月から 3 月まで）については別に定める額を加算する。

（四） 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

2 応急仮設住宅の供与

（一） 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

（二） 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,326,000 円以内とする。

（三） 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1 施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

（四） 高齢者等であつて、日常の生活において特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

（五） 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

（六） 応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとする。

（七） 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 4 項に規定する期間（2 年）とする。

二 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 たき出しによる食品の給与

- (一) たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。
- (二) たき出しその他による食品の給与は、罹災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
- (三) たき出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,010円以内とする。
- (四) 罹災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日以内のたき出しその他の食品の供与を行う。
- (五) たき出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。
- (一) 被服、寝具及び身のまわり品
- (二) 日用品
- (三) 炊事用具及び食器
- (四) 光熱材料
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。
- (一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から9月まで）	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	49,800円に5人を超え1人増すごとに7,300円を加算した額
冬季（10月から3月まで）	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	75,900円に5人を超え1人増すごとに10,400円を加算した額

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から9月まで）	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	17,500円に5人を超え1人増すごとに2,400円を加算した額
冬季（10月から3月まで）	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	25,400円に5人を超え1人増すごとに3,300円を加算した額

(三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

四 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 診察

- イ 薬剤又は治療材料の給与
- ロ 処置、手術その他の治療及び施術
- ハ 病院又は診療所への収容

(2) 看護

(四) 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産の給付

(一) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三) 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した衛生材料の実費、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。

(四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

五 災害にかかった者の救出

- 1 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。
- 2 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

六 災害にかかった住宅の応急修理

- 1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して行う。
- 2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、1世帯当たり50万円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- 3 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。
 - (一) 生業費 1件につき 30,000円
 - (二) 就職支度費 1件につき 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- 5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - (一) 貸与期間 2年以内
 - (二) 利子 無し

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品

3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一) 教科書

(1) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品

小学校児童 1 人につき 4,100 円以内

中学校生徒 1 人につき 4,400 円以内

高等学校等生徒 1 人につき 4,800 円以内

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

九 埋葬

1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

(一) 棺（付属品を含む。）

(二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(三) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出する費用は、1 体につき 12 歳以上の者は 199,000 円以内とし、12 歳未満の者は 159,200 円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

十 死体の捜索及び処理

1 死体の捜索

(一) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

(二) 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

2 死体の処理

(一) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

(二) 死体の処理は、次の事項について行う。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

(三) 検案は、原則として救護班が行う。

(四) 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等

1 体につき 3,300 円以内

(2) 死体の一時保存

イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあつては 1 体につき 5,000 円以内

ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(3) 救護班以外の者の検案当該地域の慣行料金の額以内

(五) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 137,000 円以内とする。ただし、同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

(一) 被災者の避難

(二) 医療及び助産

(三) 災害にかかった者の救出

(四) 飲料水の供給

(五) 死体の捜索

(六) 死体の処理（埋葬を除く。）

(七) 救済用物資の整理配分

2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

一部改正〔昭和 36 年規則 76 号・123 号・37 年 100 号・38 年 19 号・75 号・39 年 95 号・40 年 75 号・41 年 50 号・42 年 51 号・93 号・43 年 101 号・44 年 91 号・45 年 131 号・46 年 98 号・48 年 143 号・48 年 120 号・49 年 12 号・85 号・135 号・50 年 116 号・51 年 103 号・52 年 106 号・53 年 86 号・54 年 72 号・55 年 75 号・56 年 62 号・57 年 75 号・58 年 68 号・59 年 60 号・60 年 61 号・61 年 63 号・62 年 72 号・63 年 58 号・平成元年 51 号・2 年 47 号・3 年 75 号・4 年 66 号・5 年 72 号・6 年 69 号・7 年 74 号・9 年 79 号・10 年 93 号・11 年 104 号・12 年 188 号・14 年 9 号・80 号・15 年 63 号の 2・16 年 64 号の 2・17 年 53 号の 2・18 年 69 号・19 年 56 号〕

別表第2（第9条関係）

実費弁償

一 日当

- 1 医師又は歯科医師 1人1日につき 17,400円以内
- 2 薬剤師 1人1日につき 11,900円以内
- 3 保健師、助産師又は看護師 1人1日につき 11,400円以内
- 4 土木技術者又は建築技術者 1人1日につき 17,200円以内
- 5 大工、左官又はとび職 1人1日につき 20,700円以内
- 6 その他の者 当該地域における業者の慣行料金にその100分の3を加算した額以内

二 旅費及び超過勤務手当

1 医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者又は建築技術者

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年10月岐阜県条例第29号）別表第1の行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の四等級の職務にある者のうち九号給の給料を受ける者の例による。

2 保健師、助産師、看護師、大工、左官及びとび職

行政職給料表の六等級の職務にある者のうち七号給の給料を受ける者の例による。

3 その他の者

当該地域における業者の慣行料金にその100分の3を加算した額以内

一部改正〔昭和36年規則123号・37年100号・40年75号・43年101号・44年91号・45年131号・46年98号・47年143号・48年120号・49年85号・50年116号・51年103号・52年106号・53年86号・54年72号・55年75号・56年62号・57年75号・59年60号・60年61号・61年63号・62年72号・73年58号・平成元年51号・2年47号・3年75号・4年66号・5年72号・6年69号・7年74号・9年79号・10年93号・11年104号・12年188号・14年9号・15年63号の2・16年64号の2〕

資料 19 垂井町防災会議条例

昭和 44 年 3 月 18 日条例第 19 号

改正

昭和 55 年 3 月 24 日条例第 14 号

平成 12 年 3 月 30 日条例第 28 号

平成 19 年 3 月 27 日条例第 11 号

平成 24 年 6 月 27 日条例第 16 号

平成 26 年 3 月 24 日条例第 8 号

垂井町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、垂井町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 垂井町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 垂井町水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は 25 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうち町長が委嘱する者
 - (2) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 岐阜県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び不破消防組合の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (9) その他町長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が委嘱し、又は指名する。

3 専門委員の任期は、委嘱し、又は指名したときから、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(垂井町水防協議会に関する条例の廃止)

2 垂井町水防協議会に関する条例(昭和35年垂井町条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成24年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 20 垂井町災害対策本部条例

改正 昭和 37 年 10 月 16 日条例第 19 号

平成 8 年 3 月 28 日条例第 11 号

平成 24 年 6 月 27 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき垂井町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（以下「法」という。）第 32 条の規定及び垂井町地域防災計画に基づき洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減する目的をもって管内各河川に対する水防上必要な監視、予防、通信並びに水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防に必要な資器材、施設の整備及び運用について実施の大綱を示したものである。

第 2 節 水防責任等

(1) 水防管理団体の責任

区域内の水防を十分に果たすべき責任がある。（法第 3 条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保する責任がある。（法第 3 条の 6）

(3) 一般市民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、水防地域に居住する者は常に気象状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第 3 節 水防管理団体の水防計画

(1) 指定水防管理団体は、毎年水防計画（具体的実施計画）を岐阜県水防計画等に示す基準により出水期前までに作成し、知事に協議しなければならない。また、水防計画を変更したときは、その都度協議するものとする。（法第 32 条）

(2) 水防計画策定については、水防協議会にはかつて、より詳細に、より具体的に、あらゆる事態を予期し作成し、これを住民に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 知事と協議をした水防計画は、遅滞なく垂井警察署長及び消防機関の長に報告しておくものとする。

第4節 水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、毎年、水防訓練を実施しなければならない。(法第35条)

第5節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水防管理団体 水防の責任を有する町、垂井町をいう。(法第2条第1項)
- (2) 指定水防管理団体 県内の水防管理団体中、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で知事が指定したものをいう。(法第4条)
- (3) 水防管理者 水防管理団体である町の長、垂井町長をいう。(法第2条第2項)
- (4) 消防機関の長 消防本部を置く町にあっては消防長をいう。(法第2条第4項)

第2章 水防組織

第1節 垂井町水防隊の設置

(1) 設置基準

水防に関係のある気象の予報警報等により、洪水等のおそれがあると認められ、第2節に定める非常配備を行うときから、それが解除されるまで、水防管理団体が行う水防の統括連絡を図るため、垂井町水防隊（以下「水防隊」という。）を設置する。

(2) 水防隊組織

① 水防隊の組織は、水防隊本部及び水防支隊をもって構成し、水防隊本部を垂井町役場内に置く。ただし、必要に応じ本部を移動し、または野外にこれを設けることができる。

なお、垂井、東、宮代、表佐、栗原、府中及び岩手の各地区に支隊を置く。

② 水防隊本部は役場職員をもって構成し、水防支隊は垂井町消防団員をもって構成する。なお、水防隊の編成及び分担任務は、別表第1及び第2のとおりとする。

③ 隊長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

町長 → 副町長 → 教育長 → 企画調整課長

④ 水防事情が悪化し、災害対策基本法第23条により垂井町災害対策本部が設置された場合、水防隊本部は、同災害対策本部に統合され、垂井町地域防災計画に、基づく活動体制に切り替わったものとする。

(3) 水防施設及び資器材

水防倉庫の所在地及び現有水防資器材は、水防資器材保有状況一覧のとおりであるが、防災倉庫及び防災資器材も併せて逐次整備に努めるものとする。

第2節 水防管理団体の非常配備

(1) 水防隊本部の非常配備

- ① 水防活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力で推進できるよう、垂井町地域防災計画及び本節に定めるところにより非常配備を行う。

非常配備の基準は、次のとおりとする。

区 分	配 備 時 期	人 員 及 び 態 勢
第 1 配 備	① 次の注意報のうちいずれかが発せられたとき。 大雨注意報 洪水注意報 ② その他隊長がこの体制を命じたとき。	各部長、副部長及び水防事務担 当者の情報連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制とする。
第 2 配 備	① 次の警報のうちいずれかが発せられたとき。 大雨警報 洪水警報 ② その他隊長がこの体制を命じたとき。	所属人員の約半数に相当する隊員が水防活動の必要な事態となれば、そのまま遅滞なく水防活動が遂行できる体制とする。
第 3 配 備	国土交通大臣又は知事が洪水警報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達を発表し、又は事態の規模が大きくなって第2配備では処理できないと考え、隊長がこの体制を命じたとき。	所属人員全員をもって当たり、完全な水防体制とする。

- ② 非常配備についたときは、直ちにその旨を隊長に連絡し、適切なる指示を受けるものとする。

- ③ 非常配備についたときは、次に例示する資器材を点検するとともに、全力をあげて水防業務の遂行に努め、交替者との引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。

点検すべき資器材

端末機、電話機、無線機、ファックス、懐中電灯

④ 水防隊本部員の留意事項

- (イ) 水防隊本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。

- (ロ) 水防隊本部員は、自らの配備時期を常に確認しておくとともに、非常配備体制中は、止むを得ない場合の外、外出を避け待機しなければならない。

(2) 水防支隊の非常配備

水防支隊の非常配備は、水防隊本部の要領に準じ実施するものとする。

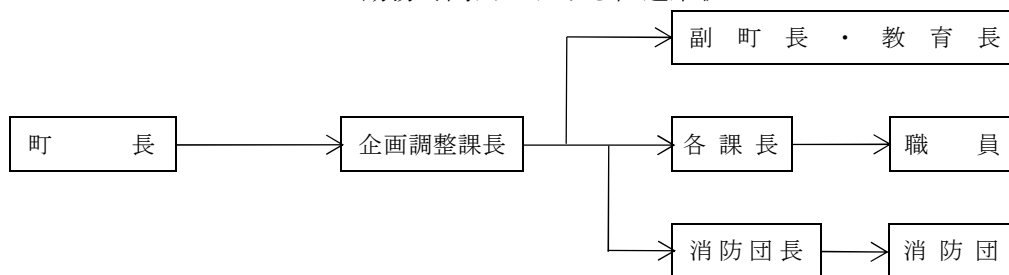
(3) 非常配備の伝達

① 勤務時間内における伝達

(イ) 企画調整課長は、防災関係機関から岐阜県総合防災情報システムなどによって気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、垂井町地域防災計画に定めるところにより、水防管理者の指示により非常配備を決定し、副町長、教育長、総務課長及び消防団長にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

(ロ) 総務課長は各課長へ連絡し、各課長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

勤務時間内における伝達系統



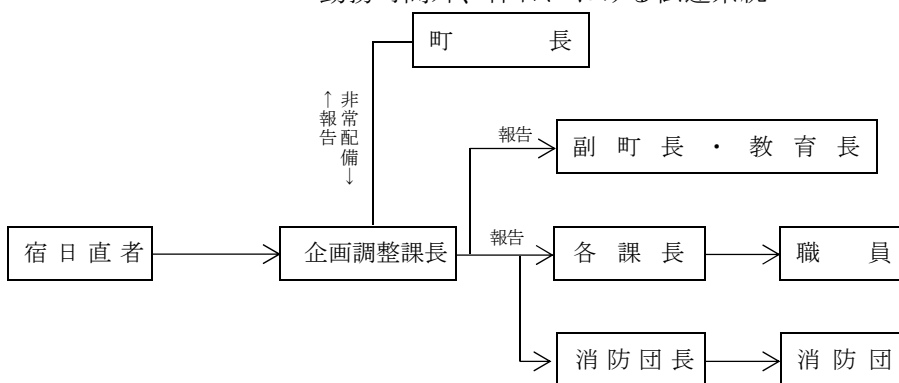
② 勤務時間外、休日における伝達

(イ) 宿日直者は、防災関係機関から気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、垂井町地域防災計画に定めるところにより、直ちに週番課長を通じて企画調整課長に連絡するものとする。企画調整課長は、週番課長から連絡を受けた場合は、水防管理者に報告をし、配備体制の指示を受け、副町長、教育長、総務課長及び消防団長にこれを伝達する。

(ロ) 総務課長は各課長へ連絡し、各課長は、直ちに関係職員に連絡する。連絡を受けた職員は以降の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

(ハ) 職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。

勤務時間外、休日における伝達系統



(4) 出動準備並びに出動

① 出動準備

水防管理者は次の場合、水防隊又は消防機関に対し出動準備をさせる。(法第17条) 出動準備の命を受けた副隊長並びに消防機関の長は、隊員及び消防機関に属する者を招集し待機させなければならない。

(イ) 河川又はため池の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時。

(ロ) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想される時。

② 出 動

水防管理者は、次の場合、直ちに水防隊又は消防機関をして、あらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせる。

(イ) 河川又はため池の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達した時。

(ロ) 気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認められた時。

(5) 解 除

① 非常配備の解除は、水防活動に必要な予報警報が解除になった時とする。

ただし、予報警報が解除になっても、水位が水防団待機水位(通報水位)以下になるまでは非常配備を解除しない。

② 非常配備の解除は①のほか、水防隊長が命ずる。

第3章 予報及び警報とその措置

第1節 予報及び警報の種類（岐阜地方気象台が発表）

- ① 気象注意報
風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- ② 気象警報
暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報。
- ③ 洪水注意報
洪水等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- ④ 洪水警報
破堤、氾濫等により重大な災害を生ずるおそれがあるとき。
- ⑤ はん濫警戒情報
河川の増水やはん濫などに対する地域住民の避難及び水防活動等に資するため、県があらかじめ指定した水位周知河川について、避難判断水位に到達したときに水位を示して発表する情報。
- ⑥ 解除
気象注意報、洪水注意報の必要がなくなったと認められるとき。

第2節 水防警報の段階、時期及び措置

段階	種類	発令の時期	措置
第1段階	準備	水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき	水防資材の整備、点検、水防隊幹部の出勤
第2段階	出勤	水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び危険が予想されるとき	水防隊の出勤を命ずる
第3段階	解除	水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下となり水防作業を必要としなくなったとき	水防活動を終了する
適宜	情報	適宜	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知

第4章 水防活動

第1節 監視と警戒

(1) 常時監視

法第9条に基づき、水防管理者は、水防隊又は消防機関に対して随時区域内の河川、ため池を巡視させ、堤防、河川工作物等の異常の有無を点検し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、速やかに河川管理者に報告し必要な指示を求めなければならない。

(2) 非常警戒

① 出動命令を受けた隊員又は消防機関に属する者は、水防区域の監視及び警戒を厳にし既往の被害箇所、水衝部その他重要な箇所を中心として巡廻し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに水防管理者及び河川管理者に報告するとともに水防作業を開始する。

うらのり

(イ) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

おもてのり

(ロ) 表法で水圧の強い場所の亀裂及び欠け崩れ

てんば

(ハ) 天端の亀裂又は沈下

(ニ) 堤防のいっ水状況

(ホ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合

(ヘ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

② 水防管理者は、①の監視の結果、堤防を道路として兼用している区間において、堤体自体が危険であると判断した場合には、①に規定の措置をとるとともに、速やかに、道路管理者に対し、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限の措置を要請する。

③ ため池については、上記の外さらに次の点に注意するものとする。

(イ) 取入口の閉塞状況

(ロ) 地域の山崩れの状態

(ハ) 流入水、並びにその浮遊物の状態

よすいはき

(ニ) 余水吐及び放水路付近の状態

(ホ) 重ね池の場合はその上部ため池の状態

(ヘ) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

(3) 警戒区域の設定等

法第21条及び第24条により水防活動上必要ある場合は、警戒区域を設定し無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域の居住者又は水防現場にいる者をして水防に従事させることができる。

また、水防管理者は、法第22条に基づき水防のため必要があると認めるときは、垂井警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

△ 支隊別巡視警戒区域（別表第4）

- ① 垂井支隊
- a 相川右岸の日守川合流点から塚の宮まで
 - b 日守川上流から相川合流点まで
 - c 相川左岸の相川橋から新相川橋（県道）まで

- d 梅谷川葬送橋下流兩岸
- e 大谷川兩岸の国道 21 号から相川合流点まで

- ② 東支隊
 - a 相川左岸の新相川橋（県道）から相川橋（国道）まで
 - b 平尾ため池河川兩岸

- ③ 宮代支隊
 - a 大谷池及び大谷川兩岸の国道 21 号まで
 - b じやたに 蛇谷ため池及び山田川兩岸
 - c 新池及び御前谷川兩岸
 - d ゆりのと 尼池、百合戸池及び柚之木川兩岸
 - e 泥川右岸の境野川合流点まで

- ④ 表佐支隊
 - a 相川右岸の塚の宮から下表佐まで
 - b 相川左岸の相川橋（国道）から大領免まで
 - c 泥川の左岸、中川の兩岸

- ⑤ 合原支隊
 - a 境野川の兩岸
 - b 泥川の右岸
 - c 中ため池
 - d 境川の左岸

- ⑥ 府中支隊
 - a 相川左岸の岩手橋から相川橋まで
 - b 大滝川の兩岸
 - c 梅谷川の上流から葬送橋までの兩岸
 - d うばがたに 乳母々谷池、西の池
 - e 急傾斜地（梅谷、市之尾、敷原）
 - f 寺川（敷原）

- ⑦ 岩手支隊
 - a 谷川及び岩手川兩岸
 - b 相川右岸の新戸海橋から日守川合流点まで
 - c 相川左岸の大高から新戸海橋まで
 - d 東谷 1 号、2 号、やすど 安土池及び久保川兩岸
 - e 大石川兩岸
 - f うらたに ゆりがたに 浦谷、百合々谷池
 - g 急傾斜地（菩提、西福、宮の前、大石）
 - h 不破北部防災ダム

第2節 水防作業

(1) 工法

工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多い。しかし時には数種の工法を並施し、初めてその目的を達することがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法で施行する。

水防作業を必要とする異常状態とそれぞれに適する工法は、概ね次のとおりである。

① 漏水

(イ) 吐口が堤腹のとき

はきぐち ていふく

吐口の下にむしろ張り等を行い堤腹を洗われぬようにし、吐口が大きい場合は「月の輪」を施す。

(ロ) 裏法、犬走り又は堤内平場のとき

うらのり

かま段工を施すが、噴水、漏水が少量のときは土管を伏せたり、底抜きの「タル」や「オケ」を伏せるか、又は「水流し張むしろ」を行う。

(ハ) 表法、吸入口の手当て

おもてのり

吸入口を突き止めることができれば、その口に「差し藁」又は「詰土俵」をし、これに浮き止めの挿

ちく竹を施す。吸入口が発見できないときは、その付近一帯に「むしろ張工」、「畳張工」、「木流工」を行う。ただし、吸入口がふさがれない間は決して漏水口をふさいではない。

② 表法の欠け崩れ

(イ) 堤腹の欠け崩れのとき

「木流工」、「畳張工」、「むしろ張工」で保護し、もし欠け崩れが拡大して以上の工法では不安と思われる場合には、「築廻工」つきまわしこうを行って補強する。

(ロ) 堤脚ていきやくや護岸の欠け崩れのとき

じゃかごり すていし わくいり「蛇籠入」、「捨石」、「木流工」、「枠入」、「むしろ張工」を行って崩壊の拡大を防止する。

③ 天端及び裏法の亀裂又は欠け崩れ

(イ) 亀裂が浅いとき

亀裂箇所を掘り返して埋め戻し、十分つき固めを行う。ただし、飽水により堤体がうんでいる場合は、次の(ロ)の工法によることが適当である。

(ロ) 亀裂が深いとき

ひかえとりこう ごとくこう「折返工」、「控取工」、「五徳工」などの地締まり工法を施す。

(ハ) 欠け崩れに対して

かいうちつみ どひょう どひょうはこうこう ちからくいうちこう かごとめこう「五徳工」、「杭打積土俵」、「土俵羽口工」、「力杭打工」、「籠止工」などで防止する。

④ いっ水

「積土俵工」、^{いたたなこう}「板棚工」、を行い、積土俵が3俵以上になると止め杭を使用する。

⑤ 樋門等の漏水

樋門等の表に「月の輪締切」か「詰土俵」を施す。漏水の程度がその圧力を減ずればよい位の場合は、裏法側に「月の輪」を行うものとする。

⑥ ため池の措置

はん濫注意水位（警戒水位）以上に水位の上昇が予想されるときは、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮のうえ適当な措置をとるものとする。

(2) 水防上の心得

- ① 水防作業を行う際は、防災のため保安帽を着用すること。
- ② 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ③ 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって守りぬくこと。
- ④ 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「いっ水」とか「破堤」等の想像による言語を発してはならない。
- ⑤ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに隊員が緊張によって疲れないよう留意し、最悪時に最大の能力が発揮できるよう心掛けること。
- ⑥ 洪水時において堤防に異常のおきる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大のとき又はその前後である。ただし、法崩れ陥没等は、通常減水位時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の3/4位に減少したときが最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

(3) 応 援

① 水防管理団体の応援

法第23条に基づき水防管理者は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町村長、消防団長に対して応援を求めることができる。

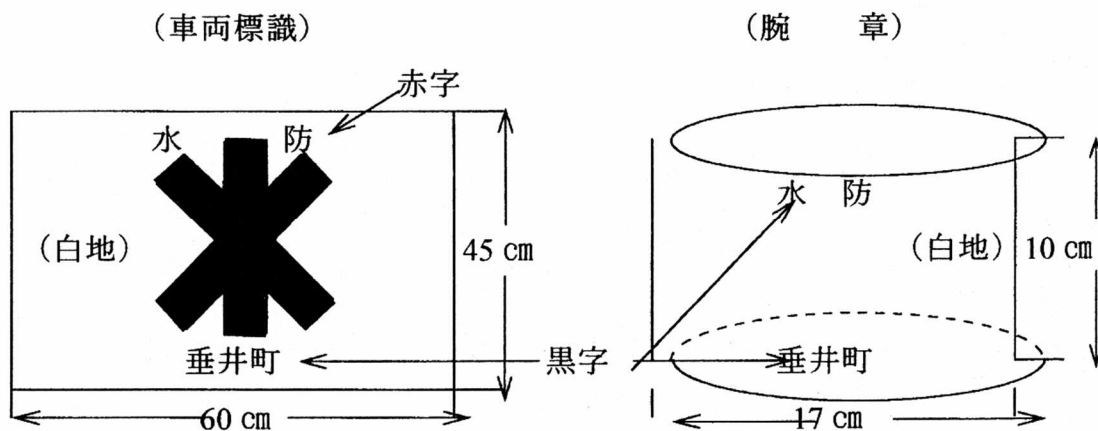
なお、応援のため派遣せられる者は所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

② 自衛隊の応援

水防管理者は、自衛隊法第83条第1項の規定により自衛隊の派遣要請を知事に依頼することができる。派遣要請の依頼の手続き等については、岐阜県地域防災計画の定めるところによる。

第3節 水防標識及び信号

- (1) 水防指導のため現場に赴く職員及び車両については、腕章及び車両優先標識を携行する。



- (2) 法第20条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

- ① 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- ② 第2信号 隊員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- ③ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- ④ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

水防信号は、次表の方法によって表すものとする。

区分／方法	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信 号	○休 止 ○休 止 ○休 止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 2 信 号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 3 信 号	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 4 信 号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○— 休止 ○— 休止 ○—
備 考	(1) 信号は適宜の時間継続すること。 (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。こと (4) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合、上記に準じて水防信号を発する。	

第4節 決壊の通報と決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したときは、現場にいる隊員は直ちにその旨を水防管理者に急報するとともに、水防管理者は法第25条により関係機関に連絡するものとする。

また、法第26条に基づき、決壊後といえども、でき得る限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

△ 関係機関連絡通報電話番号

主 要 機 関 名	電 話 番 号
岐阜県水防隊本部（県庁河川課）	(058) 272-1111
岐阜県水防隊大垣支隊（大垣土木事務所）	(0584) 73-1111
西濃県事務所（振興防災課）	(0584) 73-1111
垂井町水防隊本部（垂井町役場企画調整課）	(0584) 22-1151
不破消防組合・東消防署	(0584) 23-2030
垂井警察署	(0584) 22-0110

第5節 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防に要する費用は、法第41条の規定による当該区域を管轄する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と、応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。（法第42条）

(2) 公用負担

法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、隊長又は副隊長は、次の権限を行使することができる。

- (イ) 必要な土地の一時使用
- (ロ) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (ハ) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (ニ) 工作物、その他障害物の処分

(3) 公用負担権限証明書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、隊長又は副隊長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	第	号	
	身	分	
	氏	名	
上記の者は、水防隊長（又は水防副隊長）氏名の命に基づき			
○	の区域における水防法第28条第1項の権限を行使するものであることを証明する。		
	年	月	日
水防隊長（又は水防副隊長）氏名			印

(4) 公用負担の証票

法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

		○ ○ ○ の 証		
負担者		住 所		
		氏 名		
物 件	数 量	負 担 内 容 (使 用 、 収 用 、 処 分 等)	期 間	適 用
	年	月	日	
命令者 氏 名			印	

(5) 損失補償

(2)の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

第6節 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき水防管理者は必要と認める区域に対し、防災行政無線、その他の方法により立退き又はその準備を指示することができる。この場合は、垂井警察署長にその旨を通知するものとする。

なお、立退きによる避難場所は、最寄りの公共施設とするが、その時々状況により細部指示するものとする。

第7節 水防報告と水防記録

(1) 水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめた水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- (イ) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
 - (ロ) 警戒出動及び解除命令の時刻
 - (ハ) 隊員又は消防機関に属する者の出動時期及び人員
 - (ニ) 水防作業の状況
 - (ホ) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - (ヘ) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
 - (ト) 法第28条による取用又は使用の器具、資材の種類及び数量並びに使用場所
 - (チ) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
 - (リ) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
 - (ヌ) 応援の状況
 - (ル) 居住者の出動の状況
 - (オ) 警察の援助状況
 - (カ) 現場指揮者氏名
 - (キ) 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - (ク) 水防関係者の死傷
 - (ケ) 功労者及びその功績
 - (コ) 事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の所見
 - (サ) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
 - (シ) その他必要な事項
- (2) 水防活動実施の報告
- (イ) 水防管理者は、水防活動を実施したときは、水防活動実施報告書（第1号様式）を作成しなければならない。
 - (ロ) 水防管理者は、次の調査対象期間ごとに、その期間終了後4日以内に大垣建設事務所長あて2部提出する。
 - 調査対象期間 ① 1月1日～5月末日
 - ② 6月1日～7月末日
 - ③ 8月1日～9月末日
 - ④ 10月1日～12月末日
- ただし、当該期間内において水防活動を行わなかった場合は、報告の必要はない。
- (ハ) 第1号様式による定例報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が予想される場合は、異常気象等による特定の期間の水防実施状況について、水防実施報告書（第2号様式）により報告をしなければならない。
 - (ニ) 水防管理者は建設管理局長より記照会があった場合は、直ちに大垣土木事務所長あて2部提出する。

(第1号様式)

水防活動実施報告書

水防管理団体等名

自 年 月

作成責任者

⑨

至 年 月

区 分	水 防 活 動	使 用 資 材 費		
	活 動 延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計
前 回 迄	人	円	円	円
月 分				
月 分				
月 分				
小 計				
累 計				

- 注1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
3. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
4. 「その他の資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。第2号様式

水 防 実 施 報 告 書

(水防管理団体に水防を行った箇所ごとに作成するもの)

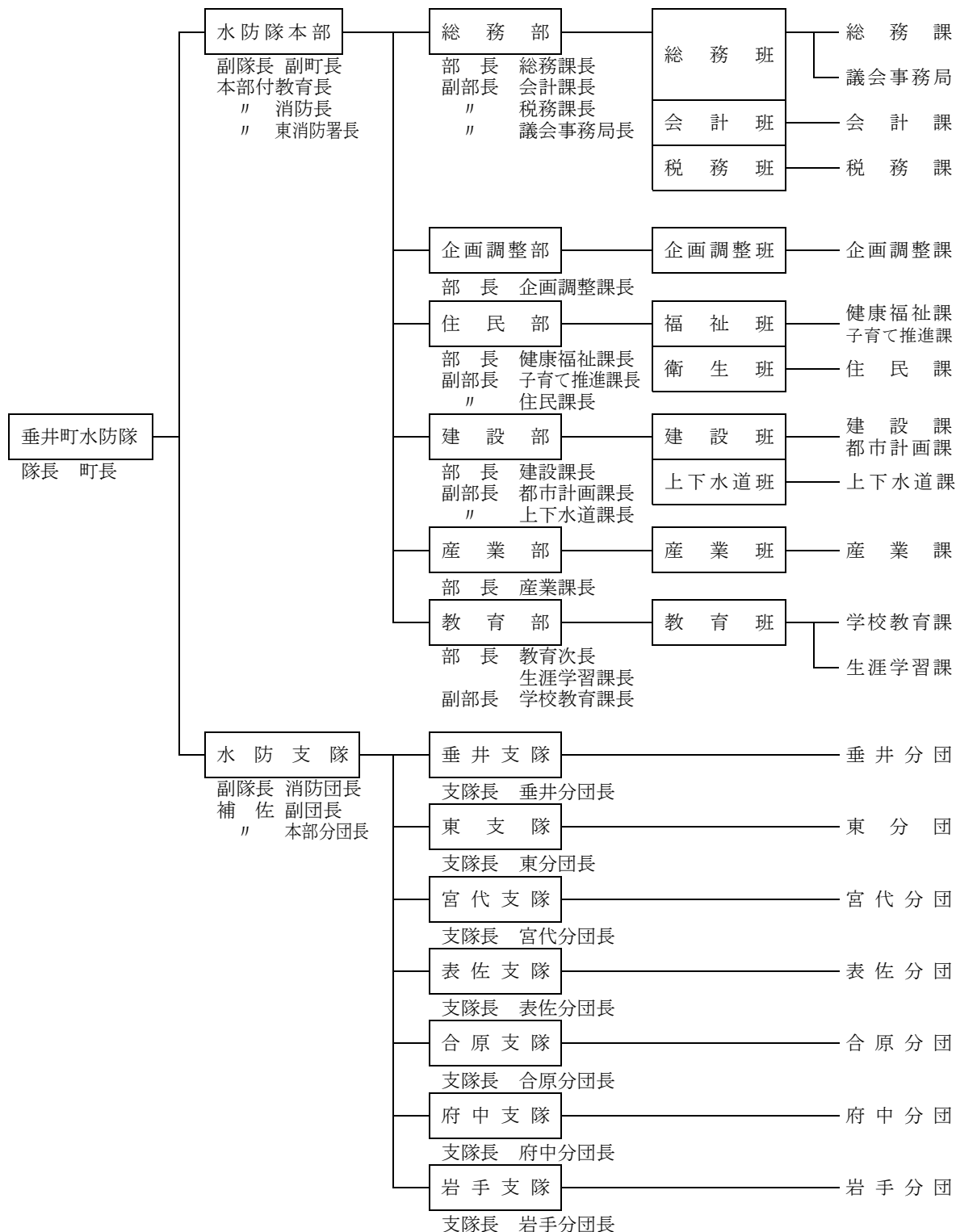
作成責任者

㊞

水 防 管 理 団 体 名										指 定 ・ 非 指 定 の 別				
水防実施等の台風名又は豪雨名										報 告 年 月 日	年 月 日			
出 水 の 概 要	出水位	川	はん濫注意水位						m	活 動 費	使 用 資 材 費	管理団体分	県分	合計
		m	雨量						m			主 要 資 材	円	円
水防実施箇所	左・右岸	支	川						m	機 械 等 借 料	食 料 費	出 動 手 当 等	そ の 他	
		地先												
日 時	自 月 日 時		至 月 日 時											
出 動 人 員 数	水防団員	消防団員	自衛隊員	その他	計									
	人	人	人	人	人									
水防作業の概況及び工法	工 法									合 計				
	箇所数									功 労 者 の 氏 名 ・ 年 齢 ・ 所 属 功 績 概 要				
	延 長									破 堤 の 原 因 (破 堤 し た 場 合)				
水防の結果	種 類	堤防	道路	田	畑	家屋	一般公共施設	鉄道	人口					
	効 果	m	m	m ²	m ²	戸	戸	ヶ所	人	水防活動に関する自己批判				
	被 害													

(別表第1)

垂井町水防隊編成表



(別表第2)

垂井町水防隊の分担任務

1. 分担任務

(1) 水防隊本部各部の処理する水防事務は、次のとおりとする。

① 総務部

・総務班

- 1 職員の動員、派遣に関する事。
- 2 各種団体の協力要請及び連絡調整に関する事。
- 3 町議会に対する連絡及び議会の総括に関する事。
- 4 災害見舞い及び視察者等に関する事。
- 5 被災職員の福利厚生等に関する事。
- 6 災害救助従事職員の公務災害に関する事。
- 7 町有財産（各課所管の施設は除く。）の災害対策に関する事。
- 8 災害予算等町財政に関する事。

・会計班

- 1 災害関係費の出納に関する事。
- 2 災害用物資の出納に関する事。
- 3 災害時における義援金等の受付保管に関する事。

・税務班

- 1 被害住宅等の調査に関する事。
- 2 災害に伴う町税の減免に関する事。

② 企画調整部

・企画調整班

- 1 災害対策全般に関する事。
- 2 岐阜県水防協議会及び関係防災機関との連絡に関する事。
- 3 被害報告及び情報の取りまとめに関する事。
- 4 避難の勧告、指示に関する事。
- 5 気象予報警報等の受理伝達に関する事。
- 6 防災行政無線の管理に関する事。
- 7 報道機関に関する事。
- 8 災害時の通信の確保に関する事。
- 9 災害現地との連絡に関する事。
- 10 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- 11 災害関係文書、物品の受理、発送、印刷物等に関する事。
- 12 災害関係の広報に関する事。
- 13 災害状況の記録撮影及び情報の提供に関する事。
- 14 災害活動に協力する自主防災組織及び自治会との連絡調整に関する事。

③ 住民福祉部

・福祉班

- 1 避難所・救護所の開設に関する事。
- 2 避難住民の誘導・救護に関する事。
- 3 保育園児の避難及び安全確保に関する事。
- 4 災害救助の全般的な計画実施に関する事。

- 5 災害救助法に関すること。
- 6 福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。
- 7 災害時要援護者対策に関すること。
- 8 避難所に関する総合対策に関すること。
- 9 仮設住宅の入居に関すること。
- 10 炊き出し及びその他食料の給与に関すること。
- 11 ボランティア活動の支援及びニーズの把握に関すること。
- 12 義援金品の配分に関すること。
- 13 災害に伴う医療費の減免に関すること。
- 14 災害対策用薬品に関すること。
- 15 災害時における医療、助産の実施に関すること。
- 16 災害時における医師会等の応援要請に関すること。
- 17 その他災害時における保健対策に関すること。
- 18 保健・医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。

・衛生班

- 1 災害時における清掃等の実施に関すること。
- 2 災害時における国民健康保険税の減免に関すること。
- 3 災害時における国民年金保険料の免除に関すること。
- 4 保健衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。
- 5 遺体の収容に関すること。
- 6 遺体処理及び火葬に関すること。
- 7 災害時における防疫に関すること。
- 8 死亡獣畜（犬、ねこ等）の処理に関すること。
- 9 災害時における動物の保護に関すること。
- 10 その他災害時における衛生対策に関すること。

④ 建設部

・建設班

- 1 道路、河川等土木施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
- 2 水防全般の応急復旧対策に関すること。
- 3 災害復旧資材の調達、輸送に関すること。
- 4 交通の確保及び応急復旧対策に関すること。
- 5 応急復旧のための労働力の確保に関すること。
- 6 建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること。
- 7 内水排除対策に関すること。
- 8 応急仮設住宅に関する協力に関すること。
- 9 被災住宅の総合対策の協力に関すること。
- 10 町営住宅の災害対策に関すること。
- 11 町有建築物等の応急復旧対策の協力に関すること。
- 12 災害輸送に関すること。

・上下水道班

- 1 災害時における飲料水の供給に関すること。
- 2 上水道、簡易水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
- 3 水道施設の災害対策全般に関すること。

- 4 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
- 5 下水道施設の災害対策全般に関すること。

⑤ 産業部

・産業班

- 1 農林、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。
- 2 農林畜産業用施設、農作物等の災害対策に関すること。
- 3 治山施設、林産物その他林業関係の災害対策に関すること。
- 4 家畜の診療、防疫対策及び死亡獣畜（牛・馬・豚等）の処理に関すること。
- 5 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。
- 6 農業用ため池の応急復旧に関すること。
- 7 農業関係団体との連絡調整に関すること。
- 8 被災農家等に対する融資斡旋に関すること。
- 9 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。
- 10 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。
- 11 商工関係団体との連絡調整に関すること。
- 12 災害時における食料確保及び輸送に関すること。
- 13 生活必需物資の確保及び配給に関すること。
- 14 商工業及び観光施設等の被害調査及び報告に関すること。

⑥ 教育部

・教育班

- 1 学校施設、生涯学習施設及び文化財施設の被害調査、報告に関すること。
- 2 児童生徒等の避難誘導に関すること。
- 3 被災児童生徒の被害調査及び学用品、教科書等の支給計画に関すること。
- 4 災害時における児童生徒の災害活動の指導及び協力計画に関すること。
- 5 教育関係義援物品の受付に関すること。
- 6 各学校との連絡調整に関すること。
- 7 児童生徒等の健康管理と学校その他教育施設の衛生防疫に関すること。
- 8 災害時における学校給食の確保に関すること。
- 9 災害時における学校教育対策に関すること。
- 10 災害活動に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関すること。

(2) 水防支隊の処理する水防事務は、次のとおりとする。

- 1 本部との連絡調整に関すること。
- 2 災害通信の確保に関すること。
- 3 消防施設の被害調査及び災害対策に関すること。
- 4 災害の警戒、防御、救助救出に関すること。
- 5 災害に対する広報に関すること。
- 6 被災者の救助及び避難者の保護並びに行方不明者の捜索に関すること。

(3) 隊長は、水防隊を統括し、隊員を指揮監督する。副隊長（副町長）は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはこれを代理する。副隊長（消防団長）は、現地水防作業を指揮する。支隊長は、隊長の命を受けて支隊を統括し、隊員を指揮監督して現地水防作業にあたる。部長は、隊長の命を受けて部を統括し、部員を指揮監督して部の任務遂行にあたる。

資料 2 2 災害協定一覧

番号	協 定 名	協 定 先	締 結 年 月 日
1	災害時の医療救護に関する協定書	不破郡医師会	H11.03.31
2	垂井町の災害応援協力に関する協定	垂建会	H16.02.19
3	災害時における応急給水及び上水道施設応急復旧に関する協定	垂井町水道組合	H16.06.11
4	災害時の応援業務に関する基本協定	岐阜県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	H18.12.07
5	災害時の救護病院指定に関する協定書	特定・特別医療法人 博愛会	H18.12.26
6	災害時における生活必要物資の供給に関する協定書	(株)ユタカファーマシー	H19.02.28
7	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	(株)バロー	H19.08.23
8	災害応援協力に関する協定	垂井建設協会	H20.05.12
9	災害時における応急対策活動に関する協定書	西濃電気工事協同組合	H21.03.27
10	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局	H23.05.18
11	災害時における電気の保安に関する協定書	(財)中部電気保安協会	H23.06.23
12	災害時における相互応援に関する協定書	西美農業協同組合	H23.11.07
13	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	(社)岐阜県エルピーガス協会西濃支部	H24.10.16
14	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書	岐阜県立不破高等学校	H25.10.02
15	災害時の歯科医療救護に関する協定書	(一社)大垣歯科医師会	H26.07.20
16	災害時における応急対策の協力に関する協定書	三和シャッター工業(株)	H26.11.17
17	災害時等における隊友会の協力に関する協定書	(公社)隊友会 岐阜県隊友会	H26.12.22
18	災害時の薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書	(一社)大垣薬剤師会	H27.06.26
19	非常災害発生時における土地の使用に関する協定書	中部電力株式会社	H27.09.01
20	災害時における畳の提供に関する協定書	5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会	H27.12.16
21	災害時における応急対策活動に関する協定書	岐阜県瓦葺組合不破支部	H28.03.25
22	災害時相互応援に関する協定書	兵庫県三木市	H28.10.24
23	西南濃町村会地域災害時相互応援協定書	西南濃6町(養老、関ケ原、神戸、輪之内、安八)	H29.05.09
24	特設公衆電話の設置等に関する覚書締結書	西日本電信電話株式会社 岐阜支店	H29.07.19
25	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	岐阜県	H30.03.26
26	災害発生時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン中部支社	H30.07.05
27	災害発生時における協力に関する協定	日本郵便(株)垂井町内郵便局及び大垣郵便局	H30.08.30
28	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R02.08.07
29	大規模災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社大垣営業所	R02.09.02
30	災害時における婦人科領域の相談支援に関する連携協定	ネクストイノベーション株式会社	R02.09.10
31	火災発生時における消火活動の協力に関する協定	南宮大社	R02.09.20
32	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	岐阜県	R03.06.30
33	災害時等における協力体制に関する協定	公益社団法人大垣青年会議所 社会福祉法人垂井町社会福祉協議会	R03.12.10
34	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本株式会社	R03.12.10
35	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	R03.12.10
36	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	R04.03.25
37	災害時における応急生活物資供給に関する協定	生活協同組合コープぎふ	R04.03.30
38	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人垂井町社会福祉協議会	R04.03.30